仕 様 書

1　工事名称
酒田海上保安部原状回復工事

2　工事場所
酒田海上保安部

3　工事期間
契約締結日～令和９年３月１９日

4　工事内容
特記仕様書のとおり

5　管理事務所
酒田海上保安部管理課
山形県酒田市船場町２－５－４３
電話：０２３４－２２－１８３１

6　発注元
第二管区海上保安本部　総務部経理課
宮城県塩釜市貞山通３－４－１
電話：０２２－３６３－０１１１（代表）（内線：２２２６）

7　共通事項
（１）施工する際は、関係法令を遵守すること。
（２）安全第一に努め、災害及び公害の防止に努めること。
（３）災害または公害が発生した場合は速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告すること。
（４）着工に先立ち実施工程表及び施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受けること。
ただし、軽微な工事で監督職員の指示による場合は省略できるものとする。
（５）本施工にあたり、仕様書に記載の無い場合でも、当然必要となる事項は誠実に履行する。
（６）設計図書に明記のない場合または工事内容に疑義が生じた場合は監督職員

と協議する。

（７）現場の納まり又は取り合い等の関係で、仕様書等によることが困難な場合又は不都合な場合は、監督職員と協議する。

（８）撤去材の保管及び廃棄は確実に行い、廃棄処分する場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関係法令に従い適法に処理する。

（９）施設及びその他財産について損害を与えた場合、直ちに施工を中止し、監督職員へ報告すること。

この場合、当庁の責に帰すべきものを除き、受注者の責とする。

8　工事完成図書

工事完成後、次の（１）～（４）の内容をＡ４ファイルに整理して１部と電子媒体（CD-R 等）を監督職員に提出する。

なお、電子媒体についてはウィルス検索ソフトを最新のパターンファイルに更新した上でウィルス感染していないことを必ず確認したうえで提出すること。

（１）工事概要

（２）完成図書（竣工図はＡ３版とする。）

（３）工事写真※（施工前、施工中、施工後及び完成写真）

（４）その他参考資料

※工事完成後、外部から確認することができない部分の撮影を忘れぬように十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するようスケール、ボール及び箱尺などを使用し撮影すること。

9　検査

受注者は、工事完成後、完成(了)届を検査職員に提出し、当該検査職員による合格判定をもって履行完了とする。

検査合格後、適法な請求書を受理したのち工事代金を支払うものとする。

令和８年度
酒田海上保安部原状回復工事

No	図　面　名	縮　尺	No	図　面　名	縮　尺	No	図　面　名	縮　尺
A－01	改修特記仕様書１		E－01	電気設備工事特記仕様書		M－01	機械設備工事改修特記仕様書（1）	
A－02	改修特記仕様書２		E－02	電気設備３階平面図（撤去・改修）	1：100	M－02	機械設備工事改修特記仕様書（2）	
A－03	改修特記仕様書３					M－03	空調設備　３階平面図	1：100
A－04	付近見取図・配置図	1：200				M－04	空調設備　ＰＨ１・２階平面図	1：100
A－05	仕上表							
A－06	地階・１階平面図	1：100						
A－07	２階平面図	1：100						
A－08	３階平面図	1：100						
A－09	ＰＨ１・２階平面図	1：100						
A－10	平面詳細図・展開図（1）	1：50						
A－11	平面詳細図・展開図（2）	1：50						
A－12	平面詳細図・展開図（3）	1：50						

酒田海上保安部原状回復工事　　特記仕様書

Ⅰ.工事概要

1．工事場所　山形県酒田市船場町２－５－４３

2．敷地面積　―

3．工事種目
　1）庁舎　鉄筋コンクリート造　３階建（塔屋２階）　改修一式
　　延べ面積　―
　4）電気設備（別図仕様書による）　一式
　5）機械設備（別図仕様書による）　一式

4．工事内容
　1）庁舎
　－1．内装改修工事
　－2．上記工事に伴う付帯工事

5.指定部分　・有　対象部分（　　）
　　指定部分工期　年　月　日
　⊙無

6.工事範囲　※「3.工事種目」すべてを工事範囲とする。
　・「3.工事種目」のうち＿＿＿＿＿＿＿＿の工事範囲は下記のとおりとする。

Ⅱ.建築改修工事仕様

(1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和７年版」（以下「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和７年版（以下「標準仕様書」という。）によるほか、下記仕様書等のうち、〇を付けたものを適用する。
⊙建築工事標準詳細図（令和４年版）（以下「標準詳細図」という。）
・公共木造建築工事標準仕様書（令和４年版）
・建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は（　／　）図、機械設備工事の特記仕様書は（　／　）図による。

(3) 本特記仕様書の表記
1）項目は、⊙印の付いたものを適用する。
2）特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と ㊒ 印の付いた場合は、共に適用する。
3）特記事項に記載の［　．　．　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4）特記事項に記載の（　．　．　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
5）Ⓒ 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表１中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。

章	項目	特記事項
1 各章共通事項	・適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・風圧力 風速（Vo=　m/s） 地表面粗度区分（・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ） ・積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域別表（　）
	・施工条件	(1.3.5)[1.3.5] ・施工順序 （※現場説明書による　・図示　） ・工事用車両の駐車場及び資機材の置き場所 （・図示　）
	⊙環境への配慮	(1.4.1)[1.4.1] 1)建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	⊙材料の品質等	(1.4.2)[1.4.2] 1)本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2)備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 3)標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 4)本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 5)製造業者等に関する資料の提出を求める材料 床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、乾式保護材、既調合モルタル（タイル工事用）、既調合目地材、ルーフドレン、吸水調整材、錠前類、クローザ類、自動ドア機構、自閉式上吊り引戸（手動開き式）、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、鋳鉄製ふた
2 仮設工事	⊙石綿含有建材の調査	調査　[1.5.1] ※石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料 （・アスベスト関係材料調査票　・既存図面　・　） ⊙分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法 定性分析方法：JIS A 1481-1または JIS A 1481-2 定量分析方法：JIS A 1481-3、JIS A 1481-4または JIS A 1481-5 ビニル床タイル　⊙ 1 箇所　・　箇所 ・　箇所　・　箇所 ・　箇所　・　箇所 サンプル数　1箇所あたり3サンプル 採取箇所　・図示による　・
	・埋設配管・配線及び鉄筋調査	あと施工アンカー工事 6章及び8章による コア抜き、はつり工事等 ※既存資料調査 ・探査機（電磁波ﾚｰﾀﾞｰ法又は電磁波誘導法）による探査 配管　・配線等の位置の墨出を行う 範囲 ※図示による　・ ・放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。 1)作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 2)放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。 3)露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 4)付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 5)躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。 撮影枚数　枚 フィルムサイズ コンクリート厚さ　cm
	・騒音・粉じん等の対策	[2.1.3] ・防音パネル ・防音シート 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲 ・図示による　・
	⊙足場等	[2.2.1][表 2.2.1] 「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省　令和5年12月26日）の「（別紙）手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における２の（１）手すり据置き方式又は（２）手すり先行専用足場方式により行う。 外部足場 ⊙設置する （設置範囲 ⊙工事に必要な範囲　・図示による　・　） ・設置しない
	・仮設間仕切り	防護シート ・設置する （設置範囲 ・工事に必要な範囲　・図示による　・　） ・設置しない 内部足場 ⊙設置する （※脚立、足場板等　・　） ・設置しない ・材料、撤去材等の運搬方法 種別（・A種　・B種　・C種　・D種　・E種） C種：利用可能なエレベーター （・図示による　・　） D種：利用可能な階段 （・図示による　・　）
	⊙既存部分の養生	養生方法等　[2.3.1] ⊙既存部分 養生方法（※ビニルシート、合板　・　） ⊙既存家具、既存設備等 養生方法（※ビニルシート等　・　） ⊙既存ブラインド、カーテン等 養生方法（・ビニルシート等　・　） 保管場所（・図示による　・　） ・固定された備品、机、ロッカー等の移動 ・図示による　・ 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
	・仮設間仕切り	仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　[2.3.2][表2.3.1] ・図示による　・ 仮設間仕切りの種別と材質等 ・A種：・せっこうボード 種類（・　）厚さ（・　mm　※9.5mm）／・合板 材種（・　）厚さ（・　mm　※9mm）／塗装：・無し・片面／充填材：グラスウール 厚さ　mm ・B種：塗装：・無し・片面／充填材： ※C種：防煙シート 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等 ※木製／※合板張り程度／塗装：・無し・片面／設置箇所：・　か所・図示による
6 内装改修工事	⊙改修範囲	[6.1.3] 既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲 ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示による 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲 ※壁面より両側 600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示による 既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 ※既存のまま ・図示による

設計番号	図面番号	工事名	図名	縮尺	年月日	担当者
R0802	A－01	酒田海上保安部原状回復工事	改修特記仕様書１	―	R8. 3	

山形県酒田市東大町１丁目 48－27
１級建築士事務所
山形県知事登録（1202）第141号
ITO ARCHITECT CO.,LTD
株式会社 伊藤建築設計事務所
１級建築士　第205452号 伊 藤 雅 直
TEL 0234(24)1567 (代) FAX 0234(24)1569

6 内装改修工事

⊙既存床の撤去及び下地補修 [6.2.2]
ビニル床シート等の除去
※仕上材のみ（接着剤とも）
・下地モルタルとも（・図示による　・除去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法
・機械的除去工法
・目荒し工法
既存のコンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、改修標準仕様書 4章 外壁改修工事による。
改修後の床の清掃範囲
※図示による　・

・既存壁の撤去及び下地補修 [6.3.2]
間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※改修標準仕様書4.3.10によるモルタル塗り
（全塗厚が25mmを超える場合の処置　※図示による）
・

⊙軽量鉄骨天井下地 [6.6.2～4]
野縁等の種類
屋外
※25形　・19形
屋内
※19形　・25形
屋外の形式及び寸法
野縁受、つりボルト及びインサートの間隔
・図示による　・
周辺部の端からの間隔
・図示による　・
野縁の間隔
・図示による　・
既存の埋込みインサート
⊙使用する　・使用しない
あと施工アンカーの施工後の確認試験
・行う
試験箇所数　※屋内の場合、当該階において3箇所
・（　）箇所
引張試験にて確認する強度
※吊りボルト受け等の間隔が900mm程度以下かつ天井面構成部材等の単位面積当たりの重量が20kg/㎡以内の天井の場合は400N程度
・（　）N
・行わない
・つりボルトの間隔が900mmを超える場合
（補強方法　※図示による　・　）
・天井のふところが3.0mを超える場合
（補強方法　※図示による　・　）
・天井下地材における耐震性を考慮した補強
（補強箇所　※図示による　・　）
（補強方法　※図示による　・　）
・屋外の天井における耐震性を考慮した補強
（補強箇所　※図示による　・　）
（補強方法　※図示による　・　）

・軽量鉄骨壁下地 [6.7.3、4][表6.7.1]
スタッド、ランナの種類
※改修標準仕様書 表6.7.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類
・図示による
・
スタッドの高さが5.0mを超える場合
※図示による　・
出入口及びこれに準ずる開口部の補強
※改修標準仕様書6.7.4.(5)による
・

・ビニル床シート G [6.8.2、3]

種類の記号	色柄	厚さ(mm)	備考
※FS(複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ)	・無地	※2.0	
・	・マーブル柄	・	
	・柄物		

接合部の処理
熱溶接工法　・

⊙ビニル床タイル G [6.8.2]

種類の記号	色柄	寸法(mm)	厚さ(mm)	備考
※KT(ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・	※2.0 ・2.5 ・3.0	
・TT(単層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・	・2.0 ・	
・FT(複層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・	・2.0 ・2.5 ・3.0	
・FOA(置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・500×500	・4.0 ・	
・FOB(薄型置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・	・	

・特殊機能床材 [6.8.2]
・帯電防止床シート
種類　（　）
性能　（　）
厚さ(mm)（　）
・帯電防止床タイル
種類　（　）
性能　（　）
寸法(mm)（　×　）
厚さ(mm)（　）
・視覚障害者用床タイル
視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列はJIS T 9251による。
種類　（　）
形状　（　）
・耐動荷重性床シート
種類　（　）
厚さ(mm)（　）
・防滑性床シート
種類　（　）
厚さ(mm)（　）
・防滑性床タイル
種類　（　）
寸法(mm)（　×　）
厚さ(mm)（　）

⊙接着剤 [6.8.2]
ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル用接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別
・図示による　・

⊙ビニル幅木 [6.8.2]
材質の種類
⊙軟質　・硬質
高さ(mm)
※60　⊙75　・100
厚さ(mm)
※1.5以上　・

・ゴム床タイル [6.8.2]
種類
・単層品　・積層品
色柄（　）
厚さ（　mm）
寸法(mm)（　×　）

⊙下地の工法 [6.8.3]
改修標準仕様書6.8.3(1)(ｱ)～(ｳ) 以外の下地の工法
・図示による　・

・カーペット敷き G
・織じゅうたん [6.9.2、3][表6.9.1]

織り方	パイル形状	備考(参考価格)
・ｳｨﾙﾄﾝｶｰﾍﾟｯﾄ	・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	
・ﾌｪｲｽﾂｳﾌｪｲｽｶｰﾍﾟｯﾄ	・ﾙｰﾌﾊﾟｲﾙ	
・ｱｷｽﾐﾝｽﾀｰｶｰﾍﾟｯﾄ	・ｶｯﾄ/ﾙｰﾌﾊﾟｲﾙ	

色柄
※模様のない無地
・
パイル糸の種類等
※無地の織りじゅうたんの種別（・A種　・B種　・C種）
・
帯電性
・適用する　・適用しない
織じゅうたんの接合方法
※ヒートボンド工法
・つづり縫い
下敷き材
※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ 8mm
・

・タフテッドカーペット

パイル形状	ﾊﾟｲﾙ長さ(mm)	工法	帯電性	備考(参考価格)
・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	・5～7 ・	・全面接着工法	・適用する	
・ﾙｰﾌﾊﾟｲﾙ	・4～6 ・	・ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ工法	・適用しない	
・ｶｯﾄ､ﾙｰﾌﾟ併用	・			

下敷き材(グリッパー工法の場合)
※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ 8mm
・
タフテッドカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・

⊙タイルカーペット

パイルの形状	種類	施工箇所	寸法(mm)	総厚さ(mm)	備考(参考価格)
※ﾙｰﾌﾊﾟｲﾙ	※第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	
・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	
・ｶｯﾄ･ﾙｰﾌﾟ併用	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	

タイルカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・
タイルカーペットの敷き方
平場
※市松敷き　・模様流し　・
階段部分
※模様流し　・市松敷き　・
見切り、押え金物
材質（　）
種類（　）
形状等
※図示による　・

・合成樹脂塗床 [6.10.2、3]

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性ｳﾚﾀﾝ樹脂系塗床			※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床		・薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂ﾓﾙﾀﾙ工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
⊙薄膜型塗床材			※平滑仕上げ

塗床材のホルムルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・

・フローリング張り G [6.11.2～6]
フローリングのホルムアルデヒドの放散量等
※改修標準仕様書6.11.2(2)による
・
各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・

・単層フローリング（フローリングボード1等）
工法
・釘留め工法（・根太張り　・直張り　）
・接着工法
樹種
※なら　・
間伐材等の適用
・適用する　・適用しない

・単層フローリング（フローリングブロック1等）
樹種
・
厚さ（mm）
・
大きさ
・
間伐材等の適用
・適用する　・適用しない

・複合フローリング
工法
・釘留め工法（・根太張り　・直張り　）
・接着工法
樹種
※なら　・
種別
・A種　・B種　・C種
間伐材等の適用
・適用する　・適用しない

・接着工法の場合の不陸緩和材
※合成樹脂発泡シート
・
・現場塗装仕上げ
※ウレタン樹脂ワニス塗り
・オイルステインの上、ワックス塗り
・生地のままワックス塗り

⊙せっこうﾎﾞｰﾄﾞ、その他のﾎﾞｰﾄﾞ及び合板張り [6.13.2、3]
MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・
合板のホルムアルデヒド放散量
※改修標準仕様書6.13.2(3)(ｲ)の(a)～(d)のいずれか
・
合板の防虫処理の適用
・行う　・行わない
接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・

設計番号	図面番号	工事名	図名	縮尺	年月日	担当者
R0802	A-02	酒田海上保安部原状回復工事	改修特記仕様書2	—	R8. 3	

山形県酒田市東大町１丁目 48-27
１級建築士事務所
山形県知事登録（１202）第141号
株式会社 伊藤建築設計事務所
１級建築士 第205452号 伊藤 雅直
TEL 0234(24)1567 (代) FAX 0234(24)1569

6 内装改修工事

種類等	厚さ(mm)、規格等
木質系セメント板 G	
・木毛セメント板	※図示による
・硬質(HW)	・15 ・20 ・25
・中質(MW)	
・普通(NW)	
・木片セメント板	※図示による
・硬質(HF)	・12 ・15 ・18
・普通(NF)	・21 ・30
繊維強化セメント板	
・けい酸カルシウム板(タイプ2)	※図示による
普通ボード 0.8FK	・6 ・8
火山性ガラス質複層板（VSボード）	
・火山性ガラス質複層板	※図示による
種類 ※図示による	・
繊維板 G	
・ﾐﾃﾞｨｱﾑﾃﾞﾝｼﾃｨﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ(MDF)	※図示による
	・3 ・7 ・9 ・12 ・
・ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ	※図示による
・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ(無処理)	・2.5 ・3.5 ・5 ・7
・素地ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ	・
・未研磨板(RN)	
・研磨板(RS)	
・内装用化粧ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ(DI)	
・ﾃﾝﾊﾟｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ(処理)	
・素地ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ	
・未研磨板(RN)	
・研磨板(RS)	
・外装用化粧ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ(DE)	
・ｲﾝｼｭﾚｰｼｮﾝﾎﾞｰﾄﾞ	※図示による
・A級ｲﾝｼｭﾚｰｼｮﾝﾎﾞｰﾄﾞ(A-IB)	・9 ・12 ・15 ・18
・天井仕上げ材	
・内装仕上げ材	
ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ G	
・単板張りﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ	※図示による
・無研磨板(VN)	・10 ・12 ・15 ・18
・研磨板(VS)	・
・化粧ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ	※図示による
・単板ｵｰﾊﾞｰﾚｲ(DV)	・10（難燃）
・ﾌﾟﾗｽﾃｨｯｸｵｰﾊﾞｰﾚｲ(DO)	・12（難燃）
・塗装(DC)	・
吸音材料	
・ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板(DR)	
・ﾌﾗｯﾄﾀｲﾌﾟ	・9（不燃） ・12（不燃）
・凹凸ﾀｲﾌﾟ	・12（不燃） ・15（不燃）
・ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾎﾞｰﾄﾞ(1号)	※図示による
	・25 ・
・ｸﾞﾗｽｳｰﾙ吸音ﾎﾞｰﾄﾞ(32K)	・25（ｶﾞﾗｽｸﾛｽ包み）
	・
せっこうボード	
⊙せっこうﾎﾞｰﾄﾞ(GB-R)	※12.5（不燃）
	・15（不燃） ・
・ｼｰｼﾞﾝｸﾞせっこうﾎﾞｰﾄﾞ(GB-S)	・12.5（・不燃・準不燃）
・強化せっこうﾎﾞｰﾄﾞ(GB-F)	・12.5（不燃）
	・15（不燃）
⊙化粧せっこうﾎﾞｰﾄﾞ(GB-D)	・ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様 9.5（準不燃）
・せっこうﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ(GB-L)	・9.5
⊙不燃積層せっこうﾎﾞｰﾄﾞ(GB-NC)	・9.5（不燃）
⊙化粧なし（下地張り用）	
⊙化粧あり（ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様）	

⊙壁紙張り

合板類

・普通合板 G	※5.5
単板の樹種名：	・図示による
板面品質：	・
・天然木化粧合板 G	※図示による
化粧板の単板の樹種名：	・
・特殊加工化粧合板 G	※図示による
品目：	・
接着の程度：	
単板の樹種名：	
化粧加工の方法	
・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ ・ﾌﾟﾘﾝﾄ	
・塗装 ・	

天井のボード類（ロックウール吸音板を除く）の重ね張りを行う場合
※図示による ・
合板類の張付け
・A種 ・B種
せっこうボードの目地工法等
目地工法の種類
※仕上表による
突付け工法及び目透し工法のエッジの種類
・ベベルエッジ ・スクェアエッジ
化粧加工の方法
（・オーバーレイ ・プリント ・塗装 ・ ）

[6.14.2、3][表6.14.1～表6.14.3]
ホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆ ・

施工箇所	壁紙の種類 紙	繊維	塩化ﾋﾞﾆﾙ樹脂	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	無機質	その他	防火性能	備考(参考価格)
	・	・	⊙	・	・	・	⊙不燃 ・準不燃	
	・	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃	
	・	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃	

接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆ ・
モルタル及びせっこうプラスター面の素地ごしらえの種別
※B種 ・A種
コンクリート面の素地ごしらえの種別
※B種 ・A種
せっこうボード面及びけい酸カルシウム板面の素地ごしらえの種別
※B種 ・A種

・ｾﾙﾌﾚﾍﾞﾘﾝｸﾞ材塗り
塗厚（mm） [6.17.2、3]
・

・塗装

下地調整

下地面の種類	下地調整の種別塗替え	ひび割れ部の補修
木部	※不透明塗料塗りの場合はRB種 ・	
鉄鋼面	※RB種 ・	
亜鉛めっき鋼面	※RB種 ・	
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具等）	※RB種 ・RA種	
ﾓﾙﾀﾙ面及びせっこうﾌﾟﾗｽﾀｰ面	※RB種 ・	・行う ・行わない
ｺﾝｸﾘｰﾄ面（DP以外）、ALCパネル面	※RB種 ・	・行う ・行わない
押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・RA種 ・RB種 ・RC種	・行う ・行わない
ｺﾝｸﾘｰﾄ面（DP）	・RB種 ・RC種	・行う ・行わない
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面及びその他ﾎﾞｰﾄﾞ面	※RB種 ・	

[7.3.2～7]

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※A種 ・B種
	透明塗料塗りの場合	※B種 ・A種
鉄鋼面（DP以外 ）		※C種 ・A種 ・B種
鉄鋼面（DPのみ）		※B種 ・A種 ・C種
亜鉛めっき鋼面	（鋼製建具等以外）	・A種 ・B種
	（鋼製建具等）	※B種
モルタル面及びせっこうプラスター面		※B種 ・A種
コンクリート面（DP以外）及びALCパネル面		※B種 ・A種
押出成形セメント板面及びコンクリート面（DPのみ）		・A種 ・B種
コンクリート面（DPのみ）		※A種 ・B種
せっこうボード面及びその他ボード面		※B種 ・A種

[7.5.2～7.13.2]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	新規
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	木部屋外	※B種 ・	※A種 ・
	木部屋内	※B種 ・	※B種 ・
塗装の種類 ※1種 ・2種	鉄鋼面	※B種 ・	※B種 ・A種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※A種 ・	※B種 ・
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	※B種 ・	※B種 ・
・クリヤラッカー塗り(CL)		※B種 ・A種（着色顔料の種類： ）	※B種 ・A種（着色顔料の種類： ）
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)		※B種 ・A種	※B種 ・A種
・耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面 上塗り等級（ ）級	・	
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級（ ）級	・	
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面 押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・	・A-1種 ・B-1種 ・C-1種
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	ｺﾝｸﾘｰﾄ面等	※B種 ・	※B種 ・A種
	屋内の木部	※B種 ・	※A種 ・
	屋内の鉄鋼面	※B種 ・	※B種 ・A種
	屋内の亜鉛めっき面	※A種 ・	※A種 ・B種
・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※B種 ・	※B種 ・A種
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T)		※B種 ・	・A種 ・B種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		※B種 ・	※B種 ・A種
・ピグメントステイン塗り			
・木材保護塗料塗り(WP)		※B種 ・A種	※B種 ・A種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）の塗替えの場合のしみ止め
※B種又はC種の場合は、改修標準仕様書 表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする
・
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
※B種又はC種の場合は、改修標準仕様書 表7.10.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする
・

・高日射反射率塗料塗り G
下地調整（改修標準仕様書 表7.2.2、3）
※RB種 ・RA種 ・RC種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量(kg/m²)
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	・1級 ・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による

クリヤラッカー塗りA種の工程2の適用
・適用しない
・適用する
（着色剤：・溶剤系着色剤 ・油性染料着色剤）
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色の適用
・適用する
・適用しない

7 塗装改修工事

・材料

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 [7.1.3]
※F☆☆☆☆ ・
防火材料
※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・以下の箇所を除き防火材料とする。
（箇所： ）

・下地調整

塗替えRB種の場合の既存塗膜の除去範囲 [7.2.1～7]
※劣化部分は除去し、活膜部分は残す
・図示による
・
既存錆止め塗料の鉛含有量調査
・行う（ 箇所）
・行わない

設計番号	図面番号	工事名	図名	縮尺	年月日	担当者
R0802	A－03	酒田海上保安部原状回復工事	改修特記仕様書３	—	R8. 3	

山形県酒田市東大町１丁目 48－27
１級建築士事務所
山形県知事登録（１202 ）第141号
ITO ARCHITECT CO.,LTD
株式会社 伊藤建築設計事務所
１級建築士 第205452号 伊 藤 雅 直
TEL 0234(24)1567(代) FAX 0234(24)1569

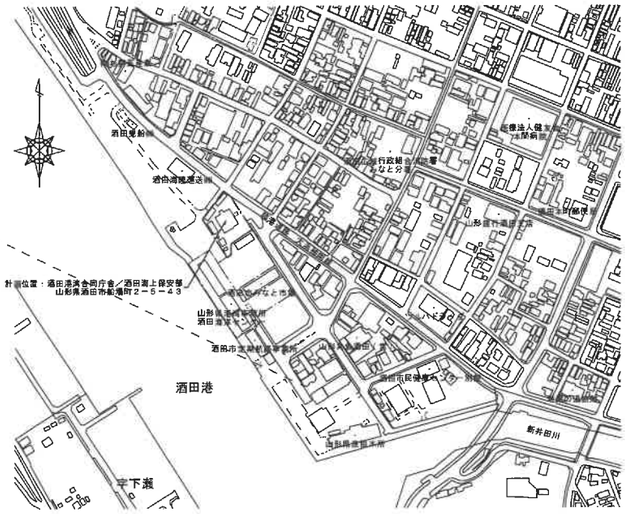

付近見取図

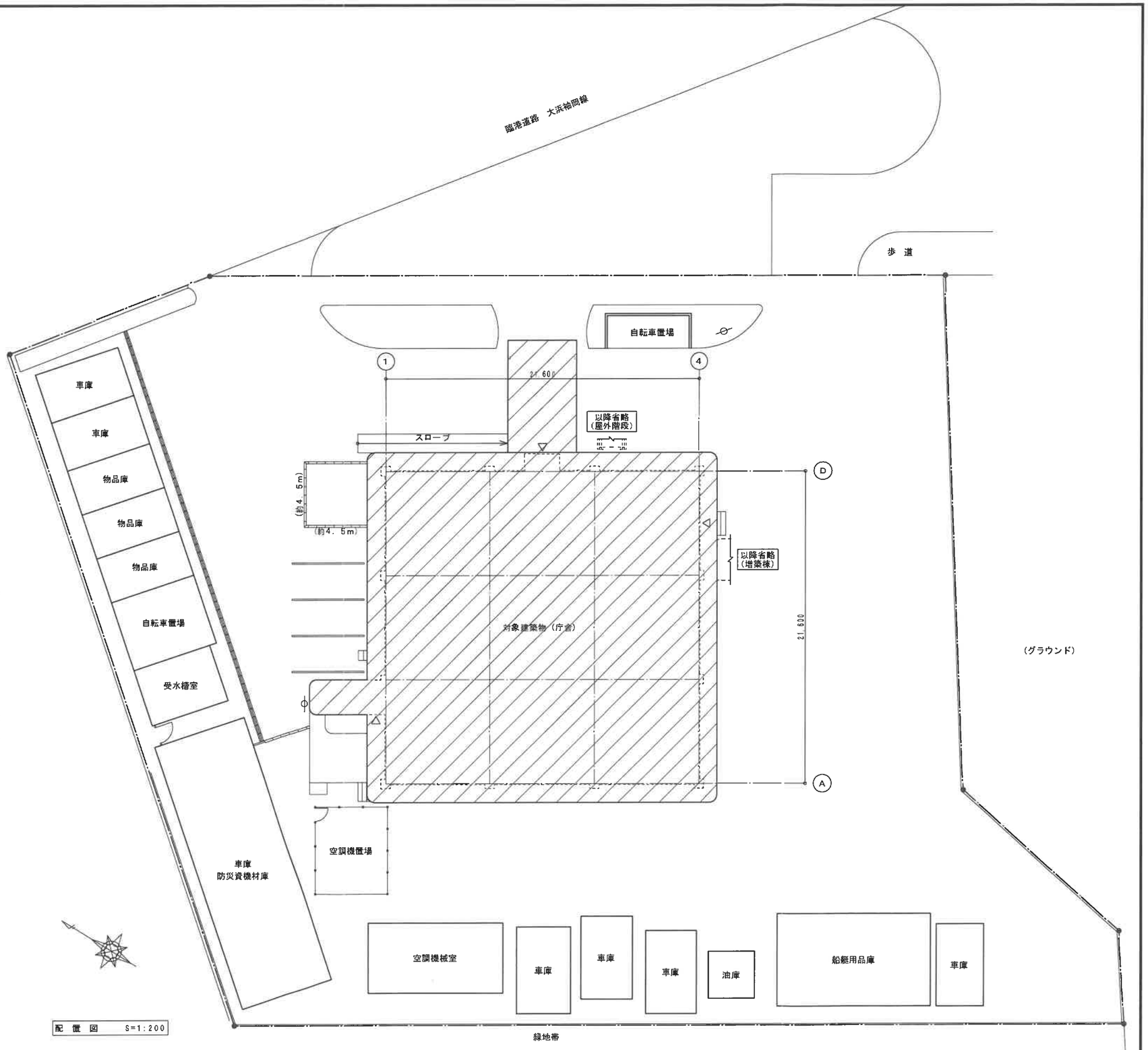

配　置　図　　S=1:200

設計番号	図面番号	工　事　名	図　名	縮　尺	年　月　日	担　当　者
R0802	A－04	酒田海上保安部原状回復工事	配置図、付近見取図	1：200	R8．3	

山形県酒田市東大町１丁目 48－27
１級建築士事務所
山形県知事登録（１202 ）第141号

株式会社 伊藤建築設計事務所
１級建築士　第205452号 伊 藤 雅 直
TEL 0234(24)1567 (代) FAX 0234(24)1569

内 部 仕 上 表

階		室名 既存部屋名	室名 改修部屋名	床 下地	床 仕上	巾木 仕上	壁 下地	壁 仕上	天井 下地	天井 仕上	廻縁	備考
2	既存	灯器調整室		C	ビニル床タイル	木製巾木 H＝100	C、CB C	モルタルのうえEP 石膏ボードのうえEP	S	化粧石膏ボード	塩ビ製	
	改修		灯器調整室		既存のまま 一部既存仕上撤去のうえビニル床タイル新設	既存のまま		既存のまま		既存のまま	既存のまま	(既存) 床・サッシ清掃 (床ワックス)
	既存	倉庫		C	モルタル	壁に同じ	C、CB	モルタル刷毛引き	C	コンクリート打放し	—	
	改修		倉庫		既存モルタル下地補修のうえ防塵塗装	既存のまま		既存のまま		既存のまま	既存のまま	
	既存	公害測定室		C	ビニル床シート	木製巾木 H＝100	C、CB C S	モルタルのうえEP 石膏ボードのうえEP 石膏ボードのうえEP	S	化粧石膏ボード	塩ビ製	
	改修		公害測定室		既存のまま	既存のまま		既存のまま		既存のまま	既存のまま	(既存) 床・サッシ清掃 (床ワックス)
	既存	仮眠室		C	ビニル床シートのうえタイルカーペット置敷き	木製巾木 H＝100	C S	石膏ボードのうえEP、腰：石膏ボードのうえ壁紙 石膏ボードのうえEP、腰：石膏ボードのうえ壁紙	S	化粧石膏ボード	塩ビ製	
	改修		仮眠室		タイルカーペット撤去	既存のまま		既存のまま		既存のまま	既存のまま	(既存) 床・サッシ清掃 (床ワックス)
	既存	押収品庫		C	合成高分子ルーフィング防水のうえモザイクタイル	腰壁に同じ	C、CB S	モルタルのうえVP、腰：陶器質タイル 石綿セメントけい酸カルシウム板VP、腰：陶器質タイル	S	化粧石膏ボード	塩ビ製	
	改修		押収品庫		既存のまま	既存のまま		既存のまま		既存のまま	既存のまま	(既存) 床・サッシ清掃 (床：洗浄含む)
3	既存	管理課		C	スチールパネル製OAフロアH＝50のうえタイルカーペット置敷き	木製巾木 H＝100	C、CB C S	モルタルのうえEP 石膏ボードのうえEP 石膏ボード（一部二重張）のうえEP	S	不燃積層化粧石膏ボード	塩ビ製	
	改修		管理課		既存仕上撤去のうえタイルカーペット新設	既存のまま		既存のまま、一部塗装剥離部 部分補修		既存のまま 一部既存仕上撤去のうえ既存同仕上新設	既存のまま 一部撤去・新設	(既存) サッシ清掃
	既存	部長室		C	スチールパネル製OAフロアH＝50のうえタフテッドカーペット	木製巾木 H＝100	C C S	モルタルのうえ壁紙 石膏ボードのうえ壁紙 石膏ボード（二重張）のうえ壁紙	S	不燃積層石膏ボード下地ロックウール吸音板平板	塩ビ製	
	改修		部長室		既存のまま	既存のまま		既存のまま 撤去エアコン設置部開口仕上復旧：石膏ボード（二重張）のうえ壁紙		既存のまま	既存のまま	(既存) 床・サッシ清掃 (床：洗浄含む)
	既存	交通課		C	スチールパネル製OAフロアH＝50のうえタイルカーペット置敷き 一部ビニル床タイル	木製巾木 H＝100	C C S	モルタルのうえEP 石膏ボードのうえEP 石膏ボード（一部二重張）、石綿セメントけい酸カルシウム板のうえEP	S	不燃積層化粧石膏ボード	塩ビ製	
	既存	警備救難課		C	スチールパネル製OAフロアH＝50のうえタイルカーペット置敷き 一部ビニル床タイル	木製巾木 H＝100	C C S	モルタルのうえEP 石膏ボードのうえEP 石綿セメントけい酸カルシウム板のうえEP	S	不燃積層化粧石膏ボード	塩ビ製	
	改修		交通課 警備救難課		既存仕上撤去のうえタイルカーペット新設	既存のまま		既存のまま		既存のまま 一部既存仕上撤去のうえ既存同仕上新設（下地共）	既存のまま 一部撤去・新設	(既存) サッシ清掃
	既存	警備救難課		C	スチールパネル製OAフロアH＝50のうえタイルカーペット置敷き 一部ビニル床タイル	木製巾木 H＝100	C C S	モルタルのうえEP 石膏ボードのうえEP 石綿セメントけい酸カルシウム板のうえEP	S	不燃積層化粧石膏ボード	塩ビ製	
	既存	司令室		C	スチールパネル製OAフロアH＝50のうえタイルカーペット置敷き 一部ビニル床タイル	木製巾木 H＝100	C C S	モルタルのうえEP 石膏ボードのうえEP 石綿セメントけい酸カルシウム板のうえEP	S	不燃積層化粧石膏ボード	塩ビ製	
	改修		司令室		既存のまま	既存のまま		既存のまま		既存のまま	既存のまま	(既存) 床・サッシ清掃
	既存	次長室		C	タイルカーペット	ビニル巾木	C S	石膏ボードのうえEP 石膏ボード（一部二重張）のうえEP	S	不燃積層石膏ボード下地 ロックウール吸音板（キューブ）、一部平板	塩ビ製	
	既存	更衣室		C	ビニル床タイル	ビニル巾木	C C S	モルタルのうえEP 石膏ボードのうえEP 石膏ボード（一部二重張）のうえEP	S	化粧石膏ボード	塩ビ製	
	改修				既存のまま	既存のまま		既存のまま、一部LGS下地間仕切撤去		既存のまま 一部既存仕上撤去のうえ既存同仕上新設	既存のまま 一部撤去・新設	(既存) 床・サッシ清掃
PH2	既存	見張室		C	モルタル 一部豆砂利コンクリート	木製巾木 H＝100	C W PF	モルタル 有孔石綿板（N）ァ3のうえモルタル EP 石こうプラスタ EP	W	穴あき石膏ボードァ7（目透し張り） EP	塩ビ製	
	改修		見張室		既存のまま	既存のまま		既存のまま		既存のまま	既存のまま	(既存) 床・サッシ清掃
	既存	工作室		C	モルタル	モルタル H＝100	C PF	モルタル 石こうプラスタ EP	C	スラブ木モセメント板ァ12打込 色セメント吹付 はり型：コンクリート打放し 色セメント吹付	—	
	改修		工作室		既存のまま	既存のまま		既存のまま		既存のまま	既存のまま	(既存) 床・サッシ清掃

下地区分欄の略号

- C ： コンクリート下地
- CB ： コンクリートブロック下地
- W ： 木造下地
- S ： 軽量鉄骨下地
- PF ： ポリスチレン保温材下地

材料の厚さ（特記以外／改修の部）

材料名	壁（mm）	天井（mm）	備考
石膏ボード	12.5	12.5	壁二重張りの下地張りは石膏ボードァ12.5
不燃積層石膏ボード		9.5	
化粧石膏ボード		12.5	
シージング石膏ボード	12.5	12.5	
けい酸カルシウム板	12	6	壁二重張りの下地張りはけい酸カルシウム板ァ12
ロックウール化粧吸音板（普通）		9	二重張りの下地張りは不燃積層石膏ボードァ9.5（化粧無）
ロックウール化粧吸音板（凸凹）		12	二重張りの下地張りは不燃積層石膏ボードァ9.5（化粧無）
グラスウール吸音ボード	25	25	
強化石膏ボード	15		

防火認定番号

不燃認定	準不燃認定
NM−8619	
NM−8613	
NM−8614	
（個）NM認定品	
NM−8578	
NM−8599	
下地材（NM−8613）	
NM−8606	
NM−8615	

特記事項

- 建築基準法における「シックハウス対策」の対象となる新設の仕上材等は全てF☆☆☆☆認定品を使用すること。
- 撤去ビニル床タイル（灯器調整室）は施工前石綿含有調査を行うこと。
- 原状回復工事の対象室の床で、改修を行わない既存仕上部分は清掃を行うこと。
- 原状回復工事の対象室の窓は、サッシ（障子内部・枠）を適正洗剤を用いて清掃を行うこと。
- 床ワックスの対象室は、仕上材の表面洗浄後、床ワックスの塗布を行うこと。

設計番号	図面番号	工事名	図名	縮尺	年月日	担当者
R0802	A−05	酒田海上保安部原状回復工事	仕上表	—	R8. 3	

山形県酒田市東大町１丁目 48−27
１級建築士事務所
山形県知事登録（１２０２）第１４１号

ITO ARCHITECT CO.LTD
株式会社 伊藤建築設計事務所
１級建築士 第２０５４５２号 伊 藤 雅 直
TEL 0234(24)1567 (代) FAX 0234(24)1569

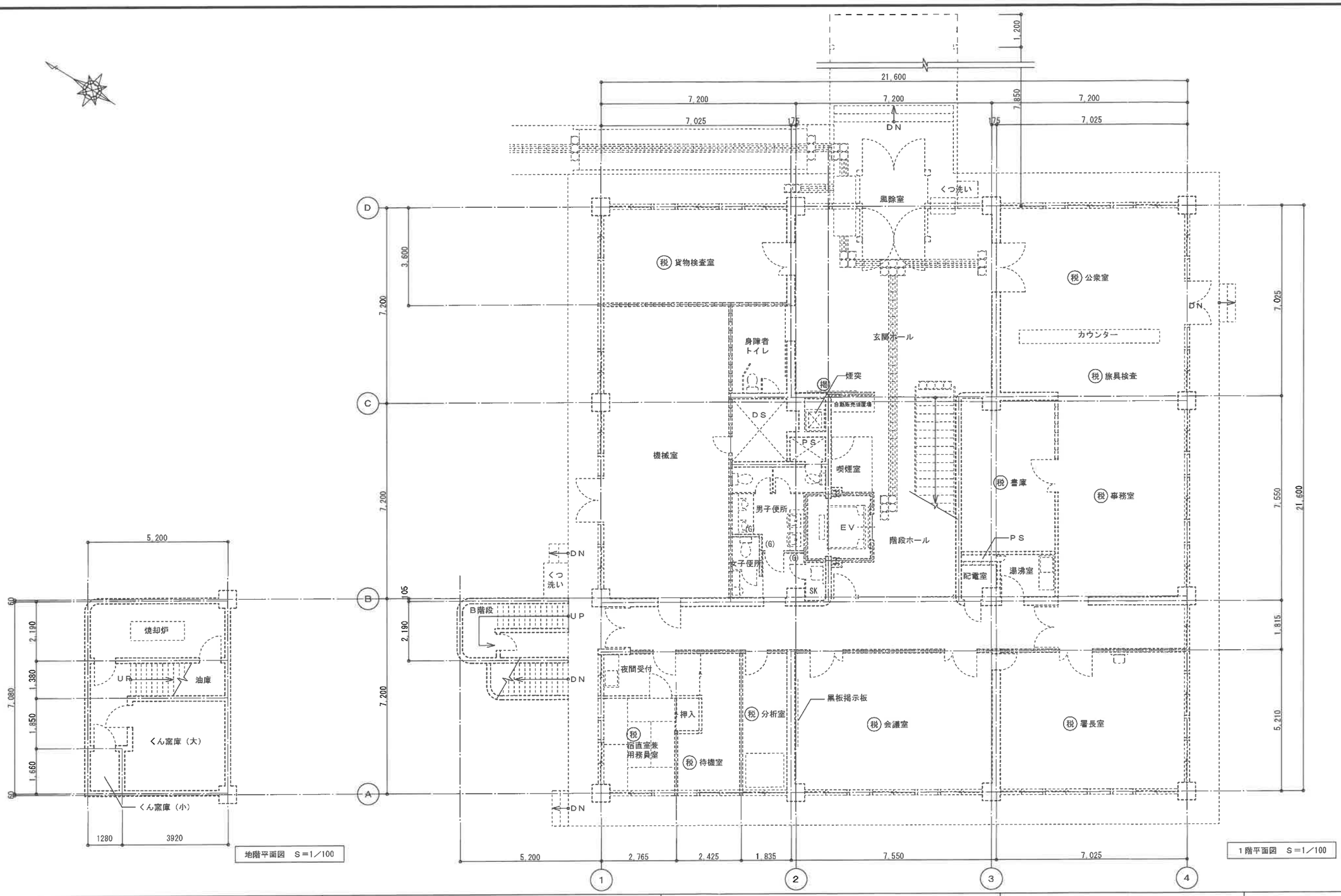

地階平面図　S＝1／100

１階平面図　S＝1／100

記号

鉄筋コンクリート	ルーフドレイン
コンクリートブロック壁	視覚障害者用　誘導用床材Ａタイプ
軽量鉄骨下地間仕切壁（一般）	視覚障害者用　注意喚起用床材Ｂタイプ
軽量鉄骨下地間仕切壁（遮音）	アミド付窓
木造壁	

(実線表示)　新設部分を示す

(点線表示)　既存部分を示す

保 室名　原状回復工事対象室を示す

税 酒田税関支署
植 横浜植物防疫所酒田出張所
海 東北海運局酒田支局
入 仙台入国管理事務所酒田港出張所
検 新潟検疫所酒田出張所
保 酒田海上保安部

共 共用部分

設計番号	図面番号	工事名	図名	縮尺	年月日	担当者
R0802	A－06	酒田海上保安部原状回復工事	地階・１階平面図	1：100	R8. 3	

山形県酒田市東大町１丁目 48－27
１級建築士事務所
山形県知事登録（１202）第141号

株式会社 伊藤建築設計事務所
１級建築士 第205452号 伊藤 雅直
TEL 0234(24)1567 (代) FAX 0234(24)1569
ITO ARCHITECT CO.,LTD

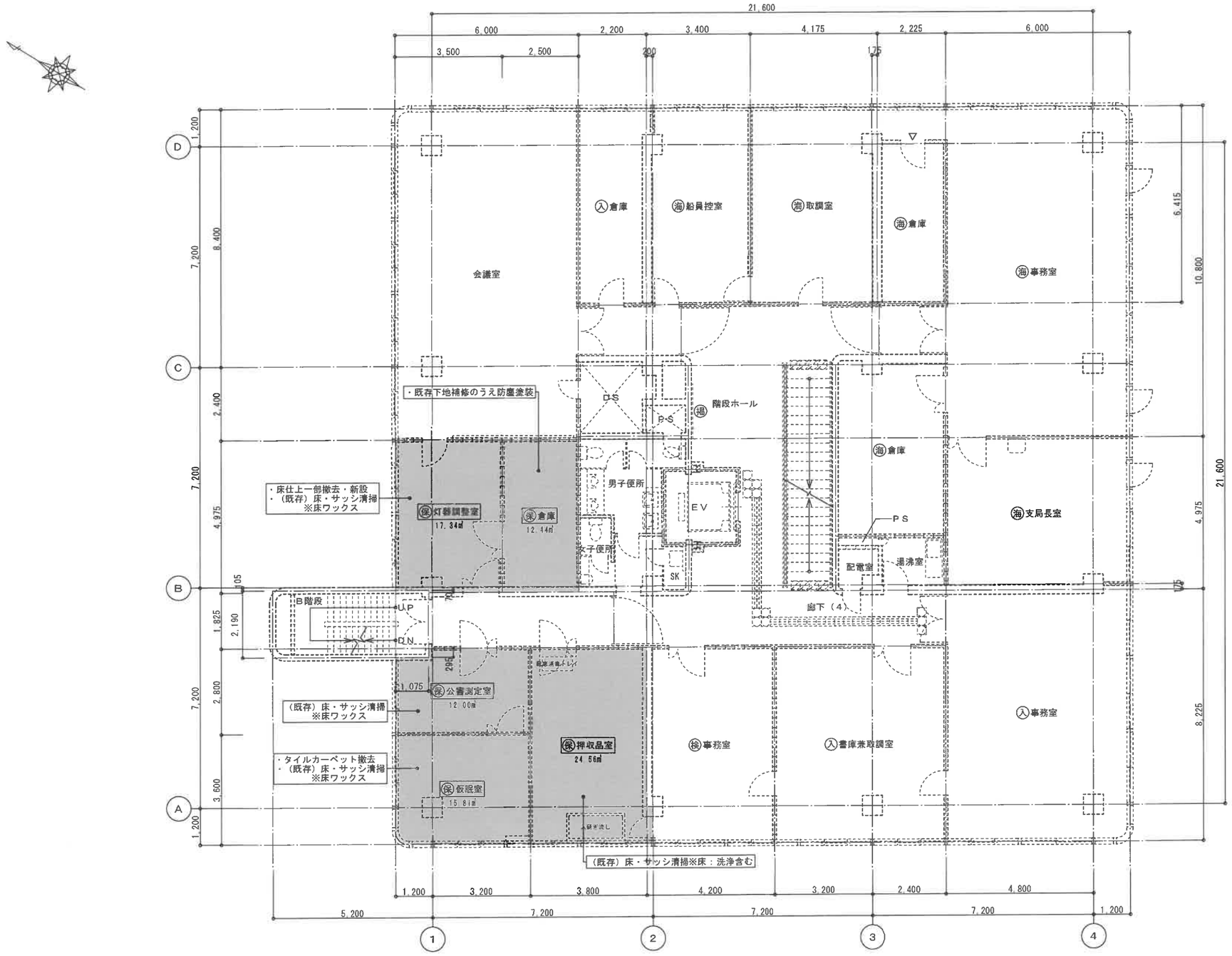

記号			
	鉄筋コンクリート	ルーフドレイン	——(実線表示) 新設部分を示す
	コンクリートブロック壁	視覚障害者用 誘導用床材Aタイプ	-------(点線表示) 既存部分を示す
	軽量鉄骨下地間仕切壁（一般）	視覚障害者用 注意喚起用床材Bタイプ	保室名 原状回復工事対象室を示す
	軽量鉄骨下地間仕切壁（遮音）	アミド付窓	
	木造壁		

税	酒田税関支署	共	共用部分
植	横浜植物防疫所酒田出張所		
海	東北海運局酒田支局		
入	仙台入国管理事務所酒田港出張所		
検	新潟検疫所酒田出張所		
保	酒田海上保安部		

設計番号	図面番号	工事名	図名	縮尺	年月日	担当者
R0802	A−07	酒田海上保安部原状回復工事	2階平面図	1：100	R8. 3	

山形県酒田市東大町１丁目 48−27
１級建築士事務所
山形県知事登録（ 1202 ）第141号
ITO ARCHITECT CO.LTD
株式会社 伊藤建築設計事務所
1級建築士 第205452号 伊 藤 雅 直
TEL 0234(24)1567 (代) FAX 0234(24)1569

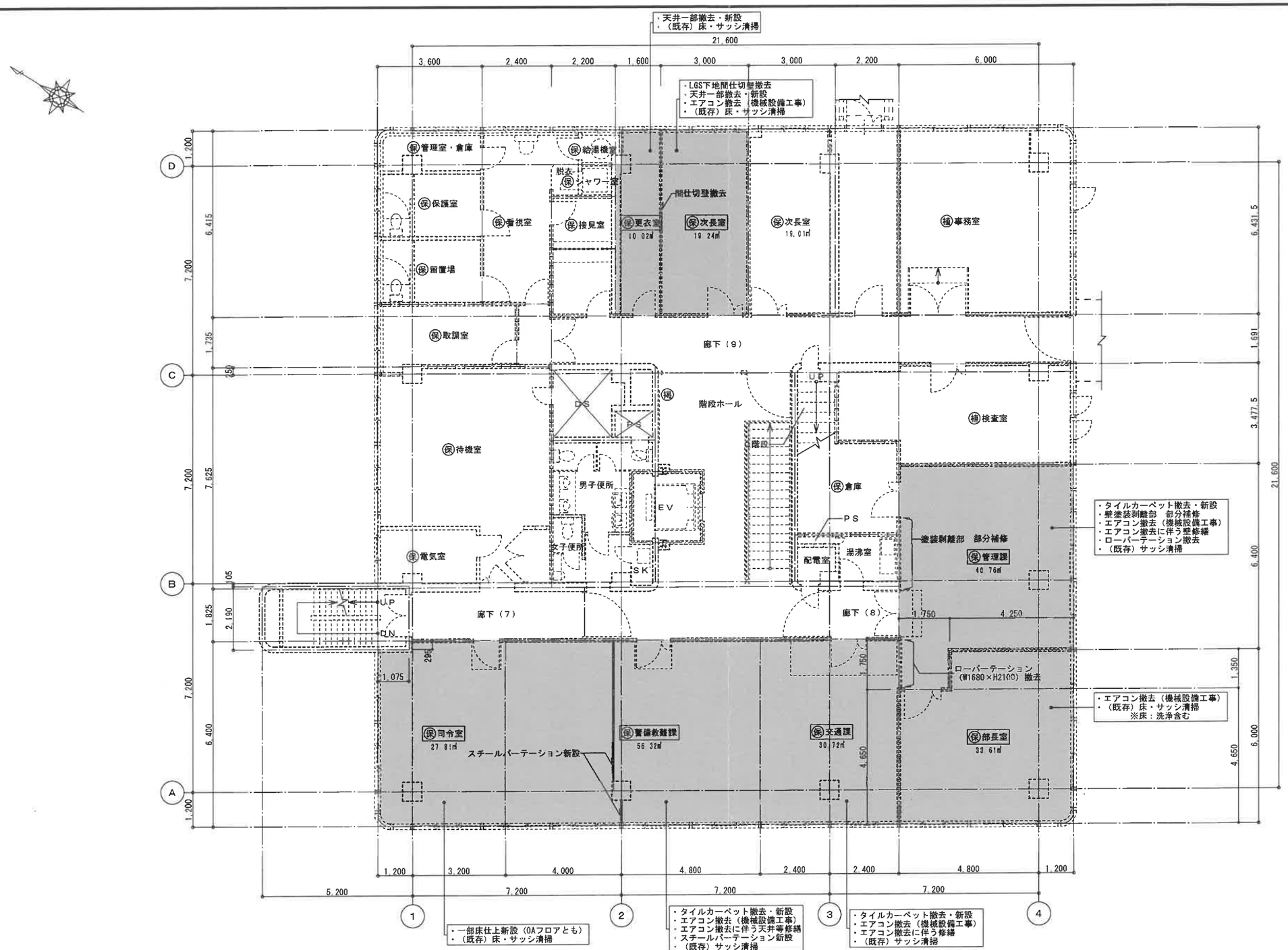

記号

- 鉄筋コンクリート
- コンクリートブロック壁
- 軽量鉄骨下地間仕切壁（一般）
- 軽量鉄骨下地間仕切壁（遮音）
- 木造壁
- ルーフドレイン
- 視覚障害者用　誘導用床材Aタイプ
- 視覚障害者用　注意喚起用床材Bタイプ
- アミド付窓
- ——(実線表示)　新設部分を示す
- -------(点線表示)　既存部分を示す
- 保室名　原状回復工事対象室を示す

(税) 酒田税関支署
(植) 横浜植物防疫所酒田出張所
(海) 東北海運局酒田支局
(入) 仙台入国管理事務所酒田港出張所
(検) 新潟検疫所酒田出張所
(保) 酒田海上保安部

(共) 共用部分

設計番号	図面番号	工事名	図名	縮尺	年月日	担当者
R0802	A−08	酒田海上保安部原状回復工事	3階平面図	1：100	R8. 3	

山形県酒田市東大町１丁目 48−27
１級建築士事務所
山形県知事登録（1202）第141号

株式会社 伊藤建築設計事務所
１級建築士 第205452号 伊藤雅直
TEL 0234(24)1567(代) FAX 0234(24)1569
ITO ARCHITECT CO.,LTD

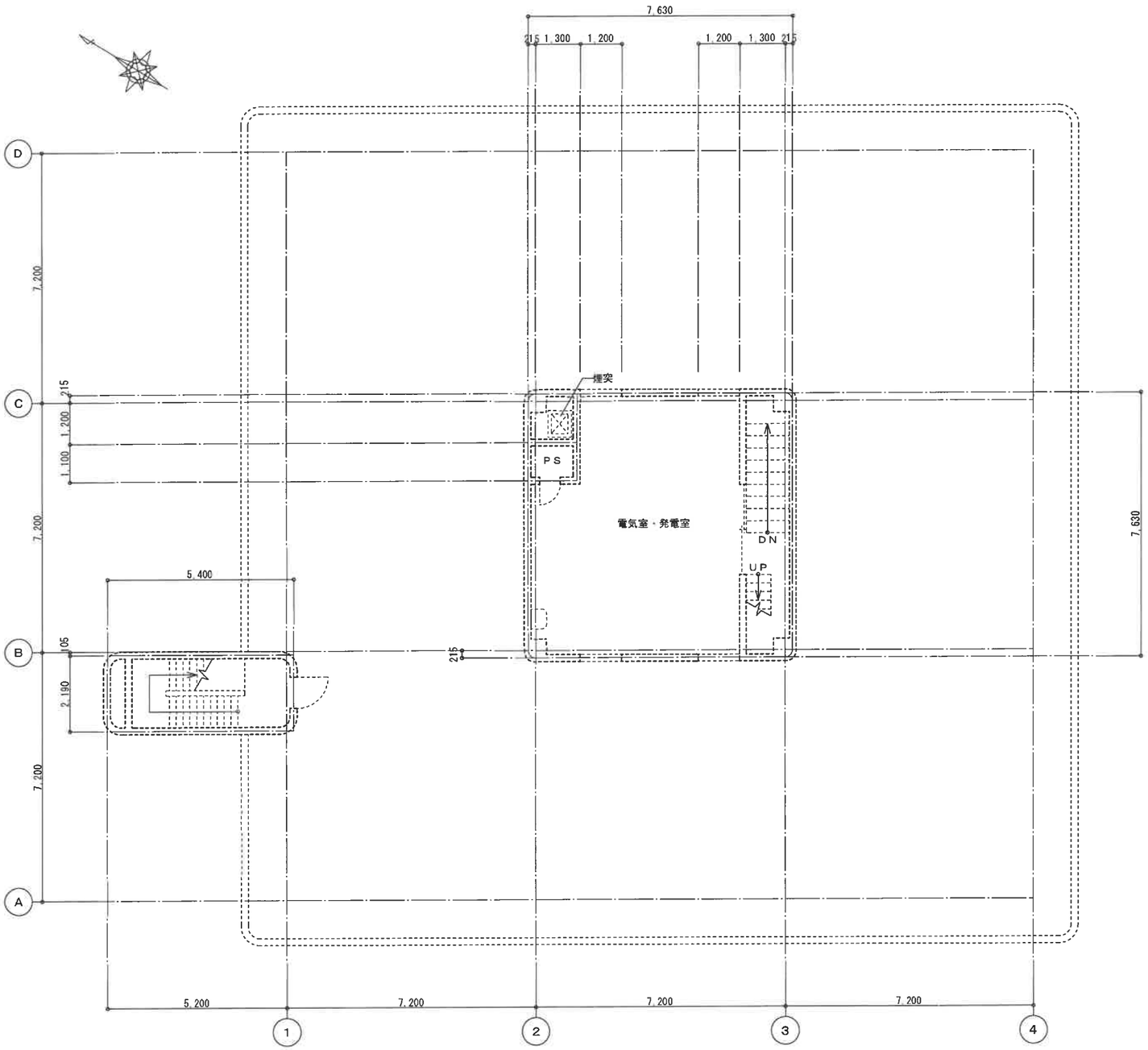

PH１階平面図　S＝1：100

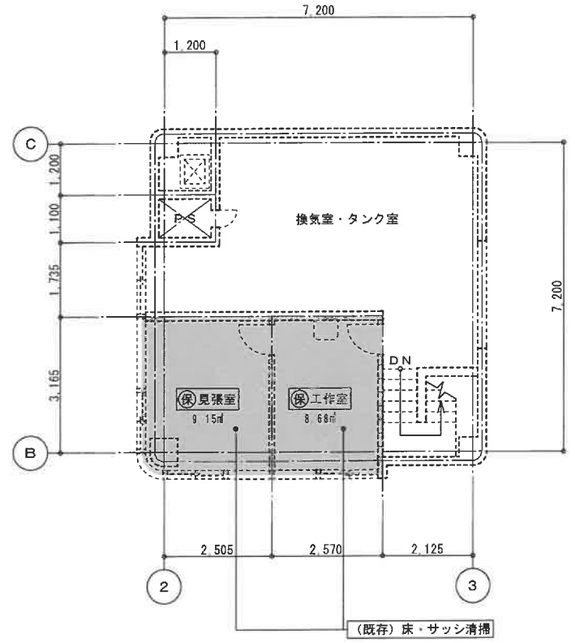

PH２階平面図　S＝1：100

記号

鉄筋コンクリート	ルーフドレイン
コンクリートブロック壁	視覚障害者用　誘導用床材Aタイプ
軽量鉄骨下地間仕切壁（一般）	視覚障害者用　注意喚起用床材Bタイプ
軽量鉄骨下地間仕切壁（遮音）	アミド付窓
木造壁	

——(実線表示)　新設部分を示す
-------(点線表示)　既存部分を示す
(保)室名　原状回復工事対象室を示す

(税) 酒田税関支署
(植) 横浜植物防疫所酒田出張所
(海) 東北海運局酒田支局
(入) 仙台入国管理事務所酒田港出張所
(検) 新潟検疫所酒田出張所
(保) 酒田海上保安部

(共) 共用部分

設計番号	図面番号	工事名	図名	縮尺	年月日	担当者
R0802	A－09	酒田海上保安部原状回復工事	PH１・２階平面図	1：100	R8. 3	

山形県酒田市東大町１丁目 48－27
１級建築士事務所
山形県知事登録（1202）第141号
株式会社 伊藤建築設計事務所
１級建築士 第205452号 伊藤 飛直
TEL 0234(24)1567(代) FAX 0234(24)1569

2階　灯器調整室

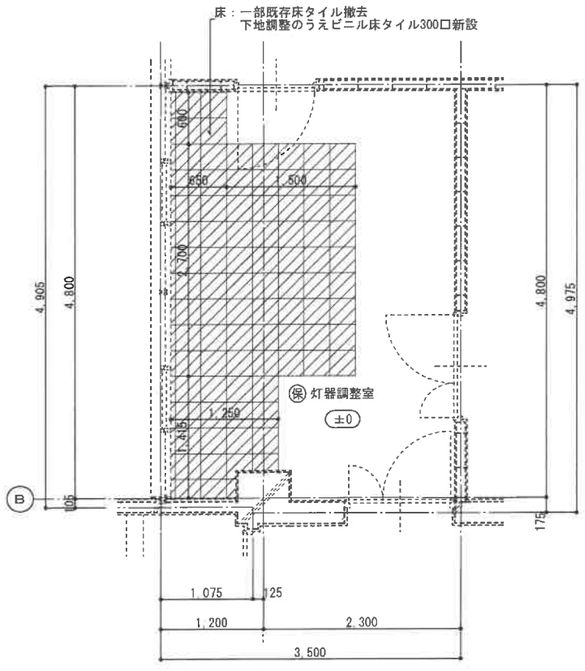

平面詳細図　S=1:50

3階　管理課

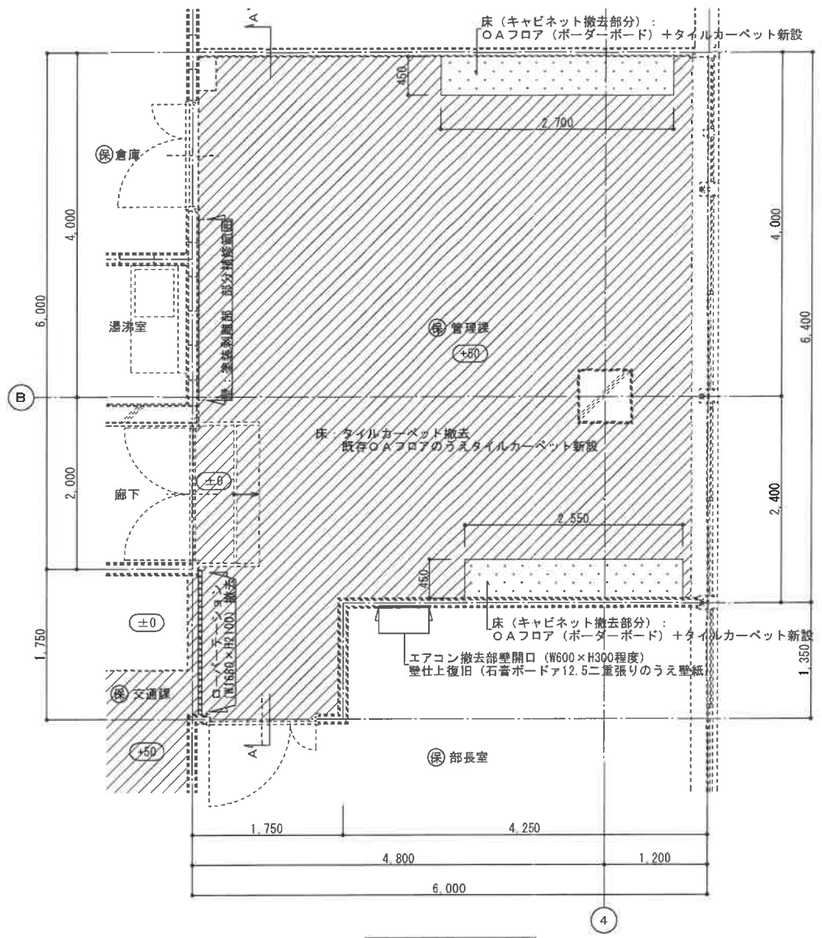

平面詳細図　S=1:50

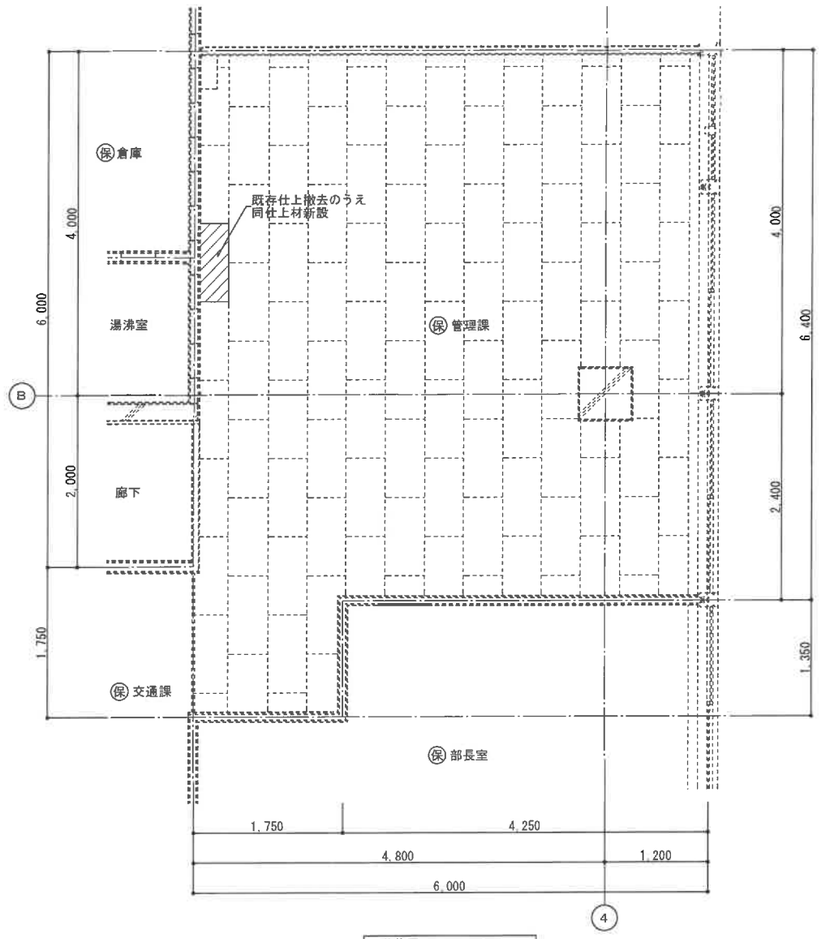

天井伏図　S=1:50

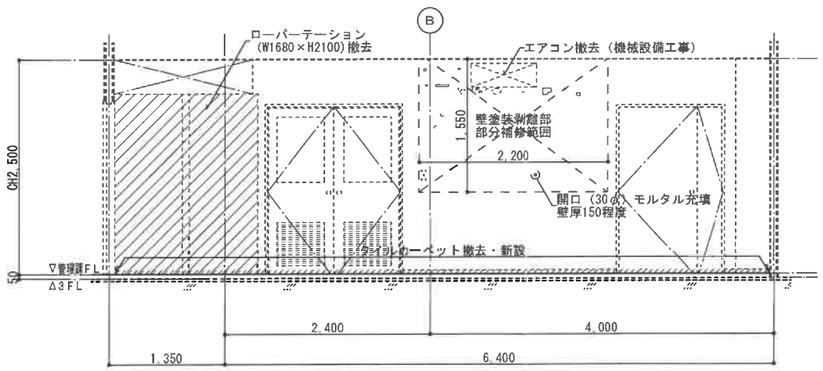

Ａ－Ａ' 展開図　S=1:50

改修凡礼		凡例			
	仕上げ材新設（下地とも）	（実線表示）	新設部分を示す	(税) 酒田税関支署	(検) 新潟検疫所酒田出張所
	仕上げ材新設	（点線表示）	既存部分を示す	(植) 横浜植物防疫所酒田出張所	(保) 酒田海上保安部
	仕上げ材新設（ＯＡフロアとも）	±数値	FLからの高さを示す	(海) 東北海運局酒田支局	(共) 共用部分
				(入) 仙台入国管理事務所酒田港出張所	

設計番号	図面番号	工事名	図名	縮尺	年月日	担当者
R0802	A－10	酒田海上保安部原状回復工事	平面詳細図・展開図（1）	1：50	R8. 3	

山形県酒田市東大町１丁目 48-27
１級建築士事務所
山形県知事登録（１202）第141号
ITO ARCHITECT CO.LTD
株式会社 伊藤建築設計事務所
１級建築士 第205452号 伊藤 雅直
TEL 0234(24)1567 (代) FAX 0234(24)1569

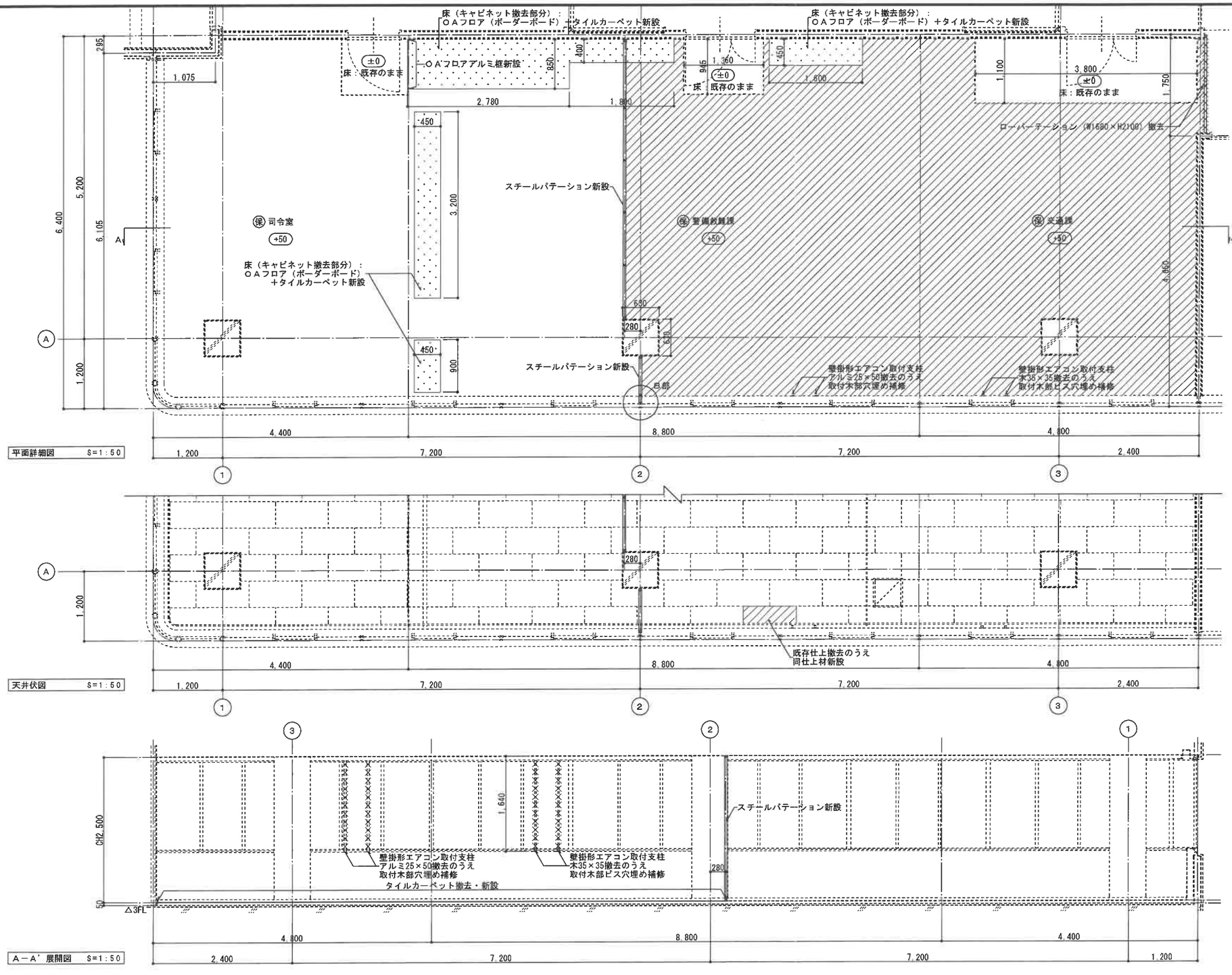

平面詳細図　S=1:50

天井伏図　S=1:50

A－A'　展開図　S=1:50

スチールパーテーション（不燃仕様）姿図　S=1:100

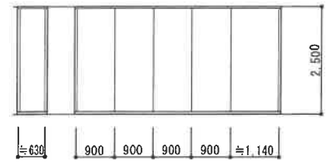

※特記以外は製造所の仕様による。

B部　詳細図　S=1:10

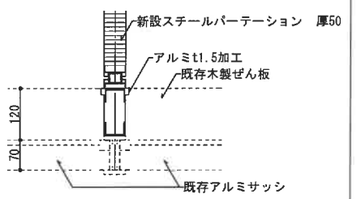

改修凡礼		凡例					
	仕上げ材新設（下地とも）	（実線表示）	新設部分を示す	(税)	酒田税関支署	(検)	新潟検疫所酒田出張所
	仕上げ材新設	（点線表示）	既存部分を示す	(植)	横浜植物防疫所酒田出張所	(保)	酒田海上保安部
	仕上げ材新設（OAフロアとも）	±0 設置	FLからの高さを示す	(海)	東北海運局酒田支局	(共)	共用部分
				(入)	仙台入国管理事務所酒田港出張所		

設計番号	図面番号	工事名	図名	縮尺	年月日	担当者
R0802	A－11	酒田海上保安部原状回復工事	平面詳細図・展開図（2）	1：50	R8. 3	

山形県酒田市東大町１丁目 48－27
１級建築士事務所
山形県知事登録（１202）第141号
ITO ARCHITECT CO.,LTD
株式会社 伊藤建築設計事務所
１級建築士　第205452号 伊 藤 雅 直
TEL 0234(24)1567 (代) FAX 0234(24)1569

次長室・更衣室

既存

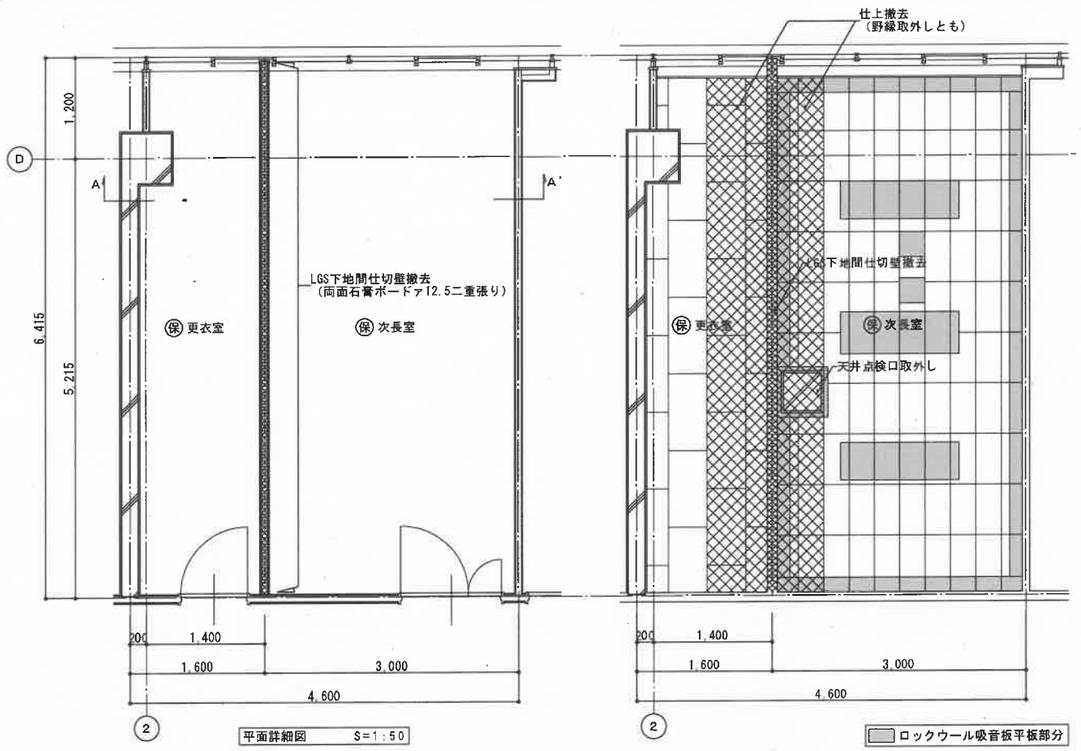

平面詳細図　S=1:50

ロックウール吸音板平板部分

天井伏図　S=1:50

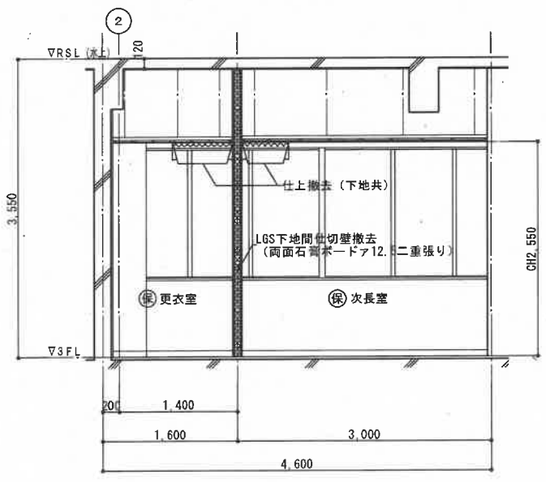

A－A' 展開図　S=1:50

改修

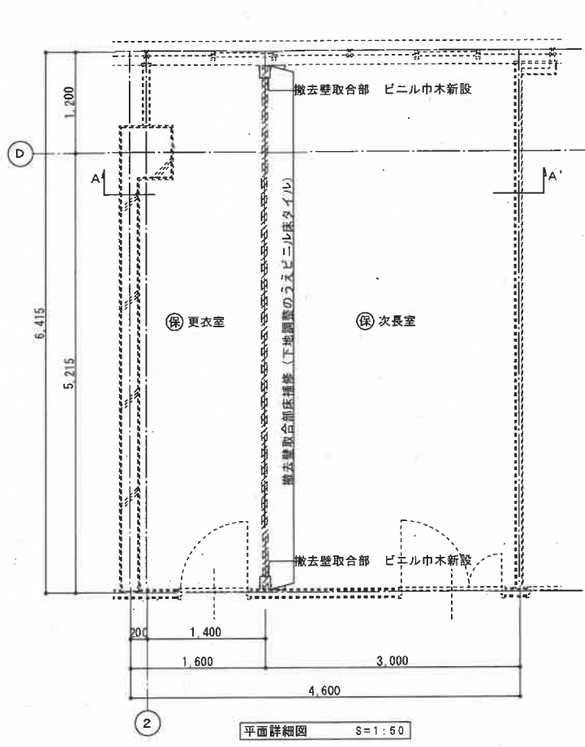

平面詳細図　S=1:50

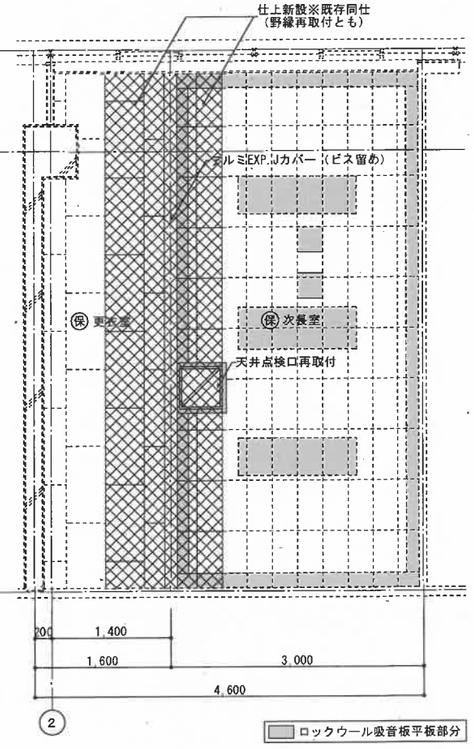

ロックウール吸音板平板部分

天井伏図　S=1:50

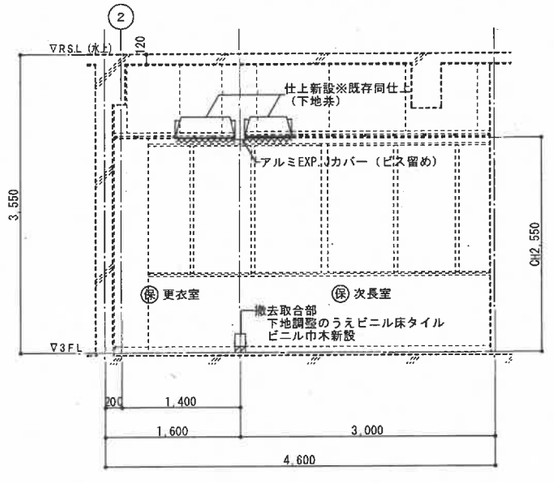

A－A' 展開図　S=1:50

撤去凡例
- 仕上げ・下地　撤去
- 仕上げ材撤去

改修凡例
- ——(実線表示)　新設部分を示す
- -------(点線表示)　既存部分を示す
- 仕上げ・下地　新設
- 仕上げ材新設

凡例
- 税 酒田税関支署
- 植 横浜植物防疫所酒田出張所
- 海 東北海運局酒田支局
- 入 仙台入国管理事務所酒田港出張所
- 検 新潟検疫所酒田出張所
- 保 酒田海上保安部
- 共 共用部分

設計番号	図面番号	工事名	図名	縮尺	年月日	担当者
R0802	A－12	酒田海上保安部原状回復工事	平面詳細図・展開図（3）	1：50	R8. 3	

山形県酒田市東大町1丁目48－27
1級建築士事務所
山形県知事登録（1202）第141号

株式会社 伊藤建築設計事務所
1級建築士 第205452号 伊藤雅直
TEL 0234(24)1567(代) FAX 0234(24)1569

特　記　仕　様　書

Ⅰ. 工 事 概 要

1. 工 事 場 所　　山形県酒田市船場町２－５－４３

2. 建 物 概 要

建 物 名 称	構　造	階　数	延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備　考
※建築工事特記仕様書による					

3. 工 事 種 目（●印のついたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別				備　考
● 電灯設備	一式				
○ 動力設備	一式				
○ 電気自動車用充電設備	一式				
○ 電熱設備	一式				
○ 雷保護設備	一式				
○ 受変電設備	一式				
○ 電力貯蔵設備	一式				
○ 発電設備	一式				
○ 構内情報通信網設備	一式				
○ 構内交換設備	一式				
○ 情報表示設備	一式				
○ 映像・音響設備	一式				
● 拡声設備	一式				
○ 誘導支援設備	一式				
○ テレビ共同受信設備	一式				
○ 監視カメラ設備	一式				
○ ガス漏れ警報設備	一式				
○ 防犯・入退室管理設備	一式				
● 火災報知設備	一式				
○ 中央監視制御設備	一式				
○ 構内配電線路	一式				外灯設備含む
○ 構内通信線路	一式				
○	一式				
○	一式				

4. 指 定 部 分　　・無　　・有（　　）

Ⅱ. 工 事 仕 様

1. 共 通 仕 様

（１）図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、●印が付いたものを適用する。
- ● 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
  （以下「標準仕様書」という。）
- ● 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
  （以下「改修標準仕様書」という。）
- ● 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
  （以下「標準図」という。）

（２）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2. 特 記 仕 様

項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。

項　目	特　記　事　項
● 機材の品質等	本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
● 環境への配慮	（１）本工事において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和４年２月閣議決定）」に定める特定調達品目「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たすものとする。
● 電源周波数	５０Ｈｚ
● 電気工作物の種類	● 事業用電気工作物　　○ 一般用電気工作物
● 電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。
○ 電気工事士	契約電力５００ｋＷ以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。
● 官公庁への手続き	工事の着手・施工・完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅延なく行う。
● 工事用電力・水・その他	本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は請負者の負担とする。
● 監督員事務所	● 設けない ○ 設ける（規模及び仕上げの程度は、現場説明書による）
● 工事用仮設物	すべて請負者の負担とする。 構内につくことが　● できる　○ できない
● 足場、さん橋類	● 別契約の関係請負者が定置したものは、無償で使用できる。 ○ 建築工事で設置とする。
● 工事写真・完成図等	営繕工事電子納品要領（案）（令和３年改訂版）によるほか監督職員の指示による。 ○ 既存完成図（ＣＡＤデータ）の修正を行う。
● 発生材の処理	（１）引渡しを要するもの ○ 有（　　） （２）引渡しを要するもの以外 ● 構外搬出処分とする。 （３）特別管理産業廃棄物 ○ 本工事にてＰＣＢ含有検査を行う。 （４）再利用又は再資源化を図るもの ○ 有（　　） ○ 現場説明書による。
○ 残土処理	○ 構内指示の場所に敷きならし。 ○ 構外搬出処理。
○ アスベスト含有製品調査	イ）撤去機器、器具等についてアスベスト含有製品調査を行い、監督職員に報告する。 調査範囲（　○　） 調査方法（　○　） ロ）下記のアスベスト含有製品の定性分析調査を行うものとし、採取部位及びサンプル数は監督職員と協議する。 なお、調査にかかる費用は、○ 本工事　　○ 別途　とする。
○ コア抜き	既存壁、スラブに配管用開口を設ける場合は鉄筋探査を行い、コア抜きドリルにて施工する。
○ 施工アンカー	イ）あと施工アンカー　接着系アンカー（　接着剤（有機系）） 金属拡張系アンカー（　本体打込み式　） ロ）試　験　性能確認試験　○ 行う　○ 行わない 施工後確認試験　○ 行う　○ 行わない
● 撤去跡の補修	機器撤去後の天井、壁及び床等の補修は既存仕上げと同等の補修とする。
● 既存施設等の復旧	施工に際し既存設備、施設等に損害を及ぼした場合は、原状に復旧する。
○ 支持金物・固定金具	イ）屋外機器及び屋外の配管に使用する支持金物（ボルト類）はステンレス製（ＳＵＳ３０４）とし、屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。 ロ）振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。
○ 耐震施工	（１）設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。 ただし、重量１ｋＮ以下の一般機器について、製造者の指定する固定方法を採用する場合はこの限りではない。 ①設計用水平地震力 機器の重量［ｋＮ］に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合は設計用標準水平震度は次による。

設計用標準水平震度

	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階とする。
・中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しない階とする。
・水槽類には燃料小出タンクを含む。
・重要機器は次のものを示す。
○ 配電盤　○ 発電装置（防災用）　○ 直流電源装置
○ 交流無停電電源装置　○ 交換装置　○ 自動火災報知受信機
○ 中央監視制御装置　○　　○

②設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

（２）横引き配管等の耐震支持は、施設の耐震安全性の分類に応じたものとする。

● 電線・ケーブル	新設する電線類は、図面に「ＥＭ－○○」の記載がなくとも、ＥＭ電線、ＥＭケーブルを使用する。
○ 電線本数管路など	分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数及び管経等は、監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。 また、機械室等の床配線は図面上ＰＦ管で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。
○ 呼び線	長さ１ｍ以上の入線しない電線管には、電線太さ１.２ｍｍ以上の被覆鉄線を挿入する。
○ 金属製電線管の塗装	下記の露出配管は塗装を行う。 ○ 屋外　　○ 屋内
● 非常用の照明装置の照度測定箇所数	測定箇所　全て
○ フロアプレート	フロアプレートは、水平高低調整機能付（空転防止リング付）とする。
● プレートの材質	フラッシプレート　○ 金属製　● 樹脂製 フロアプレート　○ 砲金製　○ アルミ合金製
● ＯＡフロアー用配線器具の蓋	● アルミ製　○ 樹脂製
○ 合成樹脂製可とう管	合成樹脂製可とう管はＰＦ管（一重管）とし、湿度による分類はタイプ－２５とする。
○ インサート	床版で断熱材打込み部分は、断熱材用インサートとする。
○ 保安器用接地	○ 本工事　　○ 別途
○ 保温、結露防止	外部に面する壁、天井で建築工事でＰＦ板（スタイロホーム等）打ち込み箇所に取付ける位置ボックスなどは保温・結露防止の処理を行う。
○ 予備配管	埋込形分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器４個以下の場合（ＰＦ２２）を１本、５個以上の場合（ＰＦ２２）を２本、天井まで立上げる
● 火気の使用	建築物内での火気の使用は原則として行わない。
● 機材の寸法及び姿図	機材等の寸法及び姿図は全て参考とする。
● 再使用機器	取外し再使用する機器は、清掃・絶縁抵抗測定のうえ取付ける。
● 他工事との取り合い	施工範囲　　図面に特記なき場合は、「工事区分表」による。
● 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
● 施工調査	工事の着手・施工にあたり、既設設備の事前調査を十分に行うこと。
○ 防火区画等の貫通処理	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版「電線等の防火区画等の貫通」に準拠し施工する。

○ 接地極
接地極の種別は下記を標準としＥＢの長さは１，５００ｍｍとする。
ただし、Ｄ＝１０は１，０００ｍｍ、Ｗ＝３０は１，２００ｍｍとする。
また、装柱機器及び屋外灯用接地極の埋設標は不要とする。

接地の種類	記　号	接地抵抗値	接　地　極
・共同接地	ＥＡ.Ｄ.Ｌ.Ｈ	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４またはＷ＝４０）×３連－２組
・共同接地	ＥＡ.Ｃ.Ｄ	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４またはＷ＝４０）×３連－２組
・Ａ種接地	ＥＡ	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４またはＷ＝４０）×３連－２組
・Ｂ種接地	ＥＢ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４またはＷ＝４０）×２
・Ｃ種接地	ＥＣ	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４またはＷ＝４０）×３連－２組
・Ｄ種接地	ＥＤ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４またはＷ＝４０）×１
・高圧避雷器	ＥＬＨ	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４またはＷ＝４０）×３連－２組
・低圧避雷器	ＥＬＬ	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４またはＷ＝４０）×３連－２組
・交換機用	Ｅｔ	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４またはＷ＝４０）×３連－　組
・重要機器用	ＥＬＡ	１０Ω以下	ＥＰ－０.９　　×１
・通信用	ＥＡｔ	１０Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４またはＷ＝４０）×３連－２組
・通信用	ＥＤｔ	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４またはＷ＝４０）×１
・測定用	Ｅ０		ＥＢ（Ｄ＝１０またはＷ＝３０）×１

○ 取付高さ
壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名　称		測　点	取付高［mm］
ブラケット（一般）		床上～中心	２，１００
〃　（踊場）		〃	２，５００
〃　（鏡上）		鏡上端～中心	１５０
避難口誘導灯		床上～下端	１，５００以上
廊下通路誘導灯		床上～上端	１，０００以下
スイッチ（一般）		床上～中心	１，３００
〃　（身体障害者用）		〃	１，１００
コンセント、	（一般）	〃	３００
電話用アウトレット、	（和室）	〃	１５０
直列ユニット	（台上）	台上～中心	１５０
コンセント（車庫）		床上～中心	８００
引込開閉器箱（低圧）		床上～中心	１，５００
分電盤、制御盤、実験盤		床上～中心	１，５００（上端１，９００以下）
開閉器箱		〃	１，５００
電磁開閉器用押しボタン		〃	１，３００
接地用端子箱		地上、床上～中心	５００
避雷接地用端子箱		床上～下端	８００
接地極埋設標		地上～中心	６００
給油ボックス		地上～給油口	１，０００
室内端子盤（廊下・室内）		床上～下端	３００
中間端子盤（ＥＰＳ・電気室）		床上～中心	１，５００
親時計		〃	１，５００（上端１，９００以下）
子時計、スピーカ		〃	（天井高）×０.９
アッテネータ		〃	１，３００
出退表示盤		〃	（天井高）×０.９
発信器（出退表示用）		〃	１，３００
インターホン		〃	１，５００
身体障害者用インターホン子機		〃	１，１００
呼出ボタン（身体障害者用）		〃	９００
復帰ボタン（　〃　）		〃	１，８００
廊下表示灯（　〃　）		〃	２，０００
テレビ機器収容箱		〃	１，８００
火報受信機（複合盤）		床上～操作部	８００～１，５００
副受信機		床上～中心	１，５００
自動報機器収容箱		〃	８００～１，５００
発信機		〃	８００～１，５００
警報ベル		〃	（天井高）×０.９
表示灯		〃	（天井高）×０.８
連動制御器（自動閉鎖）		〃	１，５００
ガス漏れ検知器（ＬＰガス）		〃	３００
〃　（都市ガス）		天井面～中心	（天井面）－２００

（備考）（天井高）×０.９及び（天井高）×０.８は天井高が２５００～３０００ｍｍの場合に適用する。

設計番号	図面番号	工　事　名	図　名	縮　尺	年　月　日	担　当　者
R0802	E－1	酒田海上保安部原状回復工事	電気設備工事特記仕様書	1：no	R 8.3	

山形県酒田市東大町１丁目 48－27
１級建築士事務所
山形県知事登録（１２０２）第１４１号
株式会社 伊藤建築設計事務所
１級建築士 第 205462 号　伊 藤 雅 重
TEL 0234 (24) 1567 ㈹ FAX 0234 (24) 1569

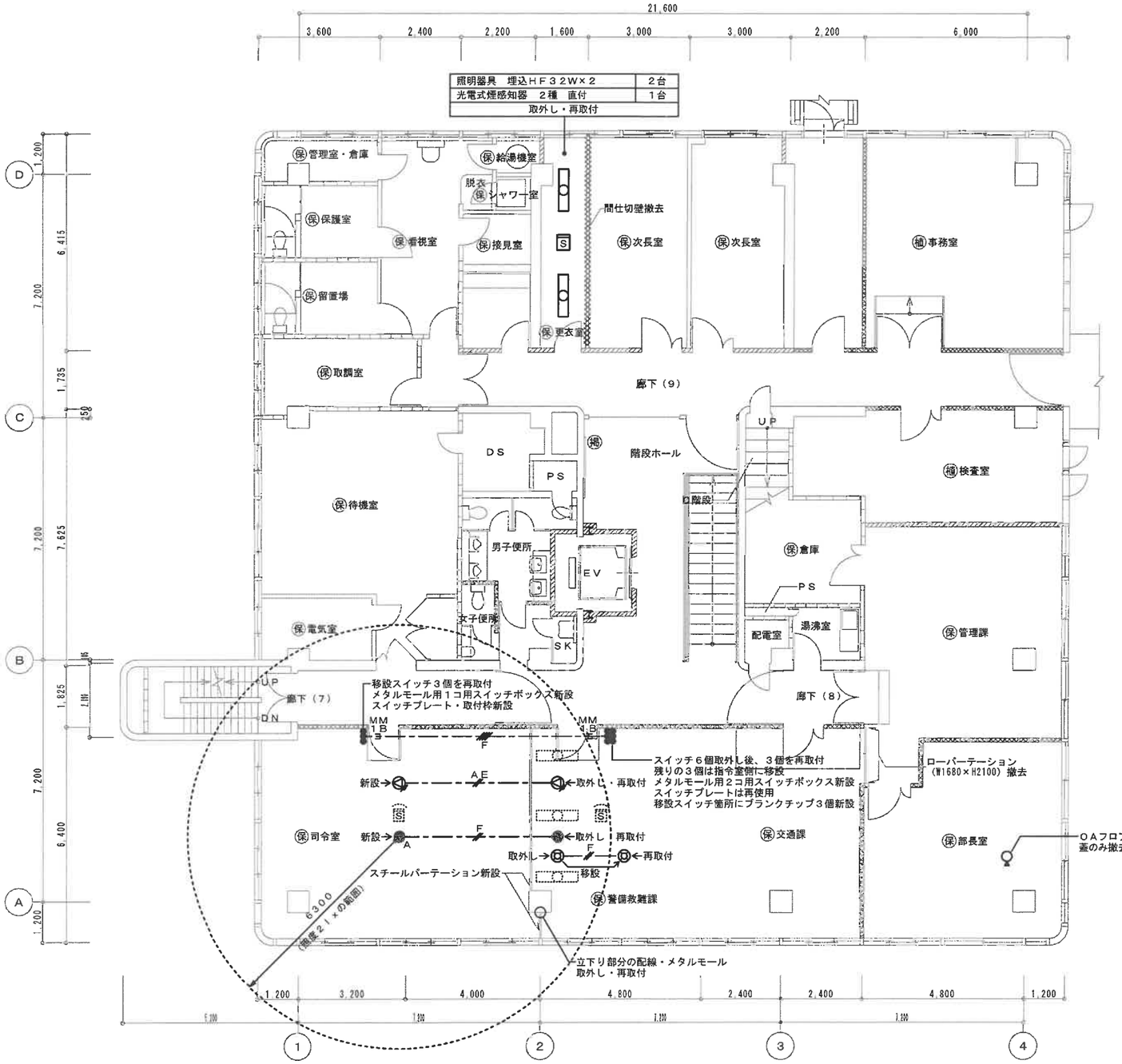

非常照明器具姿図

●A	ＬＥＤ非常灯専用型リモコン自己点検機能付
	φ１００中天井用（～６ｍ）、３０分間タイプ
	バッテリー内蔵
	非常灯評定番号：ＬＡＬＥ－００６
	公共施設型番　Ｋ１－ＬＲＳ１１－３

凡　例

記　号	名　　称　　仕　　様
●	タンブラスイッチ１Ｐ１５Ａ×１
◎	シーリングファン
●	非常用照明器具　埋込形
●A	非常用照明器具姿図参照
	天井埋込スピーカ　アッテネータ付
	既設照明器具　埋込形
	既設光電式煙感知器　２種　埋込形

図中記入無き配管配線は下記による。

F	ＥＭ－ＥＥＦ１.６－２Ｃ
F	ＥＭ－ＥＥＦ１.６－２Ｃ×２
AE	ＥＭ－ＡＥ１.２－２Ｃ
MM1B	立下り：メタルモールＢ型露出配線

記号

	鉄筋コンクリート
	コンクリートブロック壁
	軽量鉄骨下地間仕切壁（一般）
	軽量鉄骨下地間仕切壁（遮音）
	木造壁
	ルーフドレイン
	視覚障害者用　誘導用床材Ａタイプ
	視覚障害者用　注意喚起用床材Ｂタイプ
Z	アミド付窓
（実線表示）	新設部分を示す
（点線表示）	既存部分を示す
保 室名	原状回復工事対象室を示す
税	酒田税関支署
植	横浜植物防疫所酒田出張所
海	東北海運局酒田支局
入	仙台入国管理事務所酒田港出張所
検	新潟検疫所酒田出張所
保	酒田海上保安部
共	共用部分

設計番号	図面番号	工事名	図名	縮尺	年月日	担当者
R0802	E－2	酒田海上保安部原状回復工事	電気設備３階平面図（撤去・改修）	1：100	R 8.3	

山形県酒田市東大町１丁目 48－27
１級建築士事務所
山形県知事登録（１２０２）第１４１号
株式会社 伊藤建築設計事務所
１級建築士 第２５４５２号　伊藤 雅直
TEL 0234 (24) 1567 ㈹ FAX 0234 (24) 1569

酒田海上保安部原状回復工事(改修)機械設備工事　特記仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　山形県酒田市船場町２－５－４３

2．建築概要

建物名称	構造	階数 階建	階数 地下	階数 塔屋	建築基準法上の延面積(㎡)	消防法施行令別表第1の区分	備考
庁舎	ＲＣ造	3階			※建築工事に準じる		新営

3．工事種目（●印の付いたものが対象工事）

工事種目 ＼ 建物別及び屋外	工事種別 庁舎			屋外	備考
● 空気調和設備	一式				
○ 換気設備					
○ 排煙設備					
○ 自動制御設備					
○ 衛生器具設備					
○ 給水設備					
○ 排水設備					
○ 給湯設備					
○ 消火設備					
○ ガス設備					
○					

4．指定部分　● 無し　○ 有り（ 範囲：　　　　工期：令和　年　月　日 ）

5．設備概要（●印の付いたものを適用する）

方式	設備概要
空気調和方式	○ ダクト方式 （ ○ 中央 ○ 各階ユニット ） ○ ファンコイル・ダクト併用方式 ○ パッケージ方式
主要熱源機器	○鋼製ボイラー ○鋼製簡易ボイラー ○小型貫流ボイラー ○簡易貫流ボイラー ○鋳鉄製ボイラー ○鋳鉄製簡易ボイラー ○温風暖房機 ○温水発生機（○真空式 ○無圧式） ○チリングユニット ○空気熱源ヒートポンプユニット ○吸収冷凍機 ○吸収冷温水機 ○吸収冷温水機ユニット ○パッケージ形空気調和機 ○マルチパッケージ形空気調和機
換気設備	○ 1種換気 ○ 2種換気 ○ 3種換気
排煙設備	○ 建築基準法 ○ 消防法
自動制御方式	○ 電気式 ○ 電子式 ○ デジタル式
給水方式	○ 水道直結方式 ○ 高置タンク方式 ○ 水道直結増圧方式 ○ 受水タンク＋ポンプ直送方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水（ ○ 合流式 ○ 分流式 ） ポンプ排水 ○ 有 （ ○ 汚水 ○ 雑排水 ○ 湧水 ） ○ 無 放流先 汚水 （ ○ 直放流下水管 ○ 浄化槽 ） 雑排水 （ ○ 直放流下水管 ○ 浄化槽 ）
給湯方式	○ 局所式 ○ 中央式
消火設備方式	○ 屋内消火栓設備 ○ スプリンクラー設備 ○ 泡消火設備 ○ 粉末消火設備 ○ 不活性ガス消火設備 （ ○ ） ○ 連結送水管設備 ○ 連結散水設備 ○ フード等用簡易自動消火装置
ガス設備方式	○ 都市ガス（ 種別 、高位発熱量 MJ/m3(N)、低位発熱量 MJ/m3(N)） 供給圧力 Pa 一般ガス導管事業者名（ ） ○ 液化石油ガス

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様

（1） 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書の内、●印がついたものを適用する。

- ● 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）(令和４年版)　(以下「標準仕様書」という)
- ● 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和４年版)　(以下「改修標準仕様書」という)
- ○ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和４年版)　(以下「標準図」という)

（2） 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様は（　/　）図、建築工事の特記仕様は（　/　）図による。

2．特記仕様

項目及び特記事項は、●印のついたものを適用する。

章	項目	特記事項
一般共通事項	○ 余裕期間制度	○ 適用しない　○ 適用する（実工期　日間、工期の始期日期限 令和　年　月　日）
	○ 適用基準等	○ 公共建築工事積算基準 (平成28年版) ○ 公共建築工事共通費積算基準 (令和７年版) ○ 公共建築工事標準単価積算基準 (令和７年版) ○ 公共建築設備数量積算基準 (令和７年版) ○ ○ ○
	○ 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○ 風圧力　風速 （ Vo=　m/s ） 地表面粗度区分（　） ○ 積雪区分　平成12年建設省告示第1455号における区域　別表（　）
	○ 他工事との取合い	図面に特記なき場合は、「工事区分表」による。
	○ 監督職員事務所	○ 設ける　○ 設けない
	● 発生材の処理等	● 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等 本工事は、特定建設資材を用いた建設物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る再資源化等に関する法律」(平成12年５月31日法第104号。以下「リサイクル法」という。)施行令又は都道府県が条例で定める建築工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建築資源の実施について適切な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合、監督職員と協議するものとする。 また、分別解体・再資源化の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。 ○ 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法 手作業	手作業、機械作業併用
○ 解体工事	○ 建築設備の取外し	○	○（理由：　）
	○ 内装材等の取外し	○	○（理由：　）
	○ 屋根ふき材の取外し	○	○（理由：　）
	○ 外装材の取壊し	○	○
	○ 上部構造部分の取壊し	○	○
	○ 基礎の取壊し	○	○
	○ 基礎ぐいの取壊し	○	○
	○ その他（　）	○	○
○ 新築工事 ○ 増築工事 ○ 工作物	○ 造成等の工事	○	○
	○ 基礎の工事	○	○
	○ 基礎ぐいの工事	○	○
	○ 上部構造部分の工事	○	○
	○ 外装の工事	○	○
	○ 屋根の工事	○	○
	○ 建築設備工事	○	○
	○ 内装等の工事	○	○
	○ その他（ 外構等　）	○	

○ 特定建設資材廃棄物の発生材の処理

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称・住所・運搬距離[km]　等
○ コンクリート	
○ コンクリート及び鉄から成る建設資材	
○ 木材	
○ アスファルト・コンクリート	

○ 特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理等
- ○ 発注者に引渡を要するもの （ ○ 金属類　○ 機器類　○　）
- ○ 特別管理産業廃棄物 （ ○ PCB使用機器　○　○　）
- ○ 特別管理産業廃棄物の処理方法　PCB使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。
- ○ 下記のアスベスト含有製品は関係法令に従い適切に処理を行う。
  - ○ 発熱部の離隔(断熱処理の工法：アスベスト)
  - ○ 耐火被膜板及び密閉材(BCJ性能評定工法：アスベスト)
  - ○ 煙道用パッキン及び断熱材(自家発電装置排気管伸縮継手部：石綿ロープ)
- ○ 現場において再利用を図るもの（　）
- ○ 再資源化を図るもの （ ○　○　○　）
- ○ 上記以外の発生材は、可能な限り中間処理施設等において再利用・減量化を図るものとし、処理方法等は監督職員と協議する。
- ○ 再利用、減量化等を含めた発生材の搬出処理費は別途とする。

○ 特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理

種類	再資源化	施設の名称・住所・運搬距離[km]　等
	○する　○しない	
	○する　○しない	
	○する　○しない	

○ 建築工事の部

特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理等
- ○ 発注者に引き渡しを要するもの （ ○ 金属類　○ PCB含有物　○　）
- ○ 特別管理産業廃棄物 （ ○ 廃石綿　○ PCB含有物　○　）（ 運搬距離[km]：　）
- ○ PCB含有シーリング材の処理
  1) 工事判定　○ 第一次判定　○ 第二次判定　○ 除去処理工事
  2) 第一次判定　：現場においてサンプルを採取し、日本シーリング工業会で分析を行うこと。
     サンプル採取部位　○ 外壁目地　○ 外壁建具周囲目地　○ 図示
     サンプル採取数　○ 部位毎に各１ヶ所　○ 図示
  3) 第二次判定　：現場においてサンプルを採取し、専門試験機関で分析を行うこと。
     サンプル採取部位　○ 外壁目地　○ 外壁建具周囲目地　○ 図示
     サンプル採取数　○ 部位毎に各１ヶ所　○ 図示
  4) 除去処理工事
     除去処理範囲　○ 外壁建具周囲目地　○ 図示
- ○ 上記以外の発生材は、可能な限り中間処理施設等において再利用・減量化を図るものとし、処理方法等は監督職員と協議する。
- ○ 現場において再利用を図るもの（　）

○ 電気設備工事の部

特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理等
- ○ 発注者に引き渡しを要するもの （ ○ 金属類　○ 盤類　○ 電線・ケーブル類 ）（ ○　○　○　）
- ○ 特別管理産業廃棄物 （ ○　○　○　）（ 運搬距離[km]：　）
- ○ 上記以外の発生材は、可能な限り中間処理施設等において再利用・減量化を図るものとし、処理方法等は監督職員と協議する。
- ○ 再利用、減量化を含めた搬出処理費は今回工事範囲外とする。
- ○ 現場において再利用を図るもの（　）

章	項目	特記事項
一般共通事項	○ アスベスト含有製品及び調査	(1) 下記の撤去部位は、石綿含有製品が使用されており、原則、調査不要とする。 ○ 保温材(石綿入りけいそう土保温材１号)　○ たわみ継手 ○ 保温外装材(アスベストセメント)　○ 煙道用パッキン(煙道伸縮部：石綿ロープ) ○ 保温外装材(特殊石綿板)　○ 煙道用パッキン(壁貫通部：アスベスト) ○ 配管接合材(石綿ジョイントシート)　○ ダクトパッキン(石綿テープ) (2) 下記の撤去資機材等についてはアスベスト含有製品調査を行い、監督職員に報告する。 調査範囲 （ ○ 熱源機器　○　） 調査方法 （ ○ 型番確認の上製造者ヒアリング　○　） (3) 下記の撤去資機材等については定性分析調査を行うものとし、採取部位及びサンプル数は監督職員と協議する。なお、調査にかかる費用は、（ ○ 本工事　○ 別途 ）とする。
	○ 建設発生土の処理	○ 構内指定場所に敷き均し　○ 構内指定場所へのたい積 ○ 構外に搬出(時期等を監督職員に提出)　搬出距離 約　km （ DID地区 ○ 有り　○ 無し ）
	○ 建設発生土(埋戻及び盛土用)の仮置場所	○ 構内　○
	○ 埋戻し及び盛土	(1) 管周囲の保護　● 山砂の類（ただし、コンクリート管の周囲は根切り土の良質土） (2) 埋戻し土及び盛土　● 根切り土の中の良質土　○ 山砂の類
	● 火気の使用	建築物内の火気の使用は原則として行わない。
	● 施工調査	事前調査 （ ● 本工事　○ 別途 ） 調査項目 （ ○ 既存資料調査　○　） 調査範囲 （ ○ 図示　○　） 調査方法 （ ○ 図示　○　） ○ はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行う。ただし、走査式埋設調査で埋設物の調査ができない場合は、監督職員との協議による。
	● 環境への配慮	(1) 本工事において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和７年１月閣議決定)」による特定調達品目の判断の基準を満たす環境物品等を選択するよう努める。ただし、公共工事分野の特定調達品目の機材をを使用する場合は、判断の基準を満たすものとする。 (2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	○ 機材の品質等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 別表に機材等名が記載された製造業者等は次の①から⑥全て事項を満たす証明となる資料を提出し監督職員の承諾を受ける。ただし、次の①から⑥全ての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。 別表（品質及び性能に該当する材料・機器等）

鋳鉄製ボイラー	鋼製簡易ボイラー	鋼製小型ボイラー
鋼製ボイラー	真空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)	無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)
チリングユニット	吸収冷温水機	吸収冷温水機ユニット
遠心冷凍機	冷却塔	ユニット型空気調和機
ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット	コンパクト形空気調和機	パッケージ形空気調和機
マルチパッケージ形空気調和機	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	エアフィルター(パネル形、折込型、袋形)
自動巻取形エアフィルター	電気集じん器	全熱交換器(回転形、静止形)
遠心送風機(多翼形送風機)	斜流送風機	軸流送風機
消音ボックス付送風機	横形遠心ポンプ	立形遠心ポンプ
水中モーターポンプ(汚水用、雑排水用、汚物用)	風量ユニット(定風量・変風量)	自動制御システム
衛生器具ユニット	FRP製パネルタンク	密閉形隔膜式膨張タンク(空調用、給湯用)
ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形、ボルト組立形)	スプリンクラー消火システム	不活性ガス消火システム
泡消火システム	ハロゲン化物消火システム	厨房システム
マンホールふた・弁桝ふた		

章	項目	特記事項
一般共通事項	○ 機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集(最新版)によるほか、監督職員の指示による。
	○ 耐震措置	設備機器の固定は、次に示す事項を除き、全て建築設備耐震設計・施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)による。ただし、重量１kN以下の一般機器について、製造者の指定する固定方法を採用する場合はこの限りではない。 (1) 設計用水平地震力　機器の重量[kN](水槽類は満水時の液体重量を含む設備機器総重量)に、地域係数"$80.9"%及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	○ 特定の施設 重要機器	○ 特定の施設 一般機器	○ 一般の施設 重要機器	○ 一般の施設 一般機器
上層階 屋上 及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間層	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

- ・上層階とは２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、10～12階建の場合は上層３階、13階以上建の場合は上層４階とする。
- ・中間層とは地下階及び１階を除く各階で上層階に該当しないもの。
- ・水槽類にはオイルタンクを含む。
- ・重要機器は次による。
  - ○ 給水機器（　）
  - ○ 排水機器（　）
  - ○ 換気機器　○ 空調機器　○ 熱源機器　○ 防災機器　○ 監視制御設備
  - ○ 危険物貯蔵設備　○ 火を使用する設備　○ 避難経路上に設置する機器

(2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の１/２とし、水平地震力と同時に動くものとする。

章	項目	特記事項
一般共通事項	● 仮設工事	● (建築工事の部)特記仕様書による ○ 足場その他 ○ 別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる ○ 本工事で設置する 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における２の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。 ○ 内部足場　種別 ○ Ａ種　○ Ｂ種　○ Ｃ種　○ Ｄ種　○ Ｅ種　○ Ｆ種　○ Ｇ種 ○ 外部足場　種別 ○ Ａ種　○ Ｂ種　○ Ｃ種　○ Ｄ種　○ Ｅ種　○ Ｆ種 防護シート　○ 設置する　○ 設置しない ○ 材料、撤去材等の運搬方法（建築工事編２．２．１ 表２．２．１による） 種別 ○ Ａ種　○ Ｂ種　○ Ｃ種　○ Ｄ種　○ Ｅ種 ○ 仮設間仕切　種別 ○ Ａ種　○ Ｂ種　○ Ｃ種 ○ 既設部分の養生　○ 行う（○ ビニールシート等　○　）　○ 行わない
	○ 工事期間中停止させない機器	○ 無し　○ 有り（　）
	○ 再使用品の特別な清掃等	○ 行わない　○ 行う
	○ 再使用品の状態及び性能・機能確認	○
	● 完成時の提出図書	監督職員との協議による。なお、施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に譲渡するものとする。 完成図　○ CADで新規作成　● 既存完成図の修正

提出物

	○ 完成図	○ 施工図	備考
原　図	Ａ□判　□部	Ａ□判　□部	３つ折りケース収納
複写図	Ａ２判　１部	Ａ２判　１部	２つ折り製本
CADデータ	○要　○不要	○要　○不要	要の場合、オリジナルファイルも提出（２部）

備考）施工図で、原図を提出できないものは原図に代わる図で良い。

保全に関する資料
- ○ 「管理者のための建築物保全の手引き」（建設大臣官房官庁営繕部監修）　□ 冊
- ○ 建築物等の利用に関する説明書
  「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」に基づき作成する。当該施設固有の内容に整合した保全方法を写真等を用い具体的に分かり易い解説をした図書とする。
  提出物　Ａ４判　１ 部（ファイル綴じ込み、関連工事と合本する）
- ○ 保全に関する資料
  機器取扱い説明書、機器製作図、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要機器一覧表、総合調整報告書、主要材料等
  提出物　Ａ４判　２ 部（ファイル綴じ込み）
- ○ 機器取扱い説明書
  宿舎等で共用部を除く部分に設置した機器の取扱い説明書をまとめる。
  提出物　Ａ４判　□ 部（ファイル綴じ込み）
- ○ 完成写真
  提出物　□ 部（ファイル綴じ込み）

章	項目	特記事項
一般共通事項	○ 技能士の適用	○ 配管施工(配管工事)　○ 建築板金施工(ダクト製作及び取付け)　○ 熱絶縁施工(保温工事) ○ 冷凍空気調和機器施工(チリングユニット、パッケージ形空気調和機の据付け及び整備)
	○ 配管	ステンレス鋼管の接合　呼び径60Su以下（ ○プレス式　○拡管式 ） 呼び径75SU以上（ ○溶接接合　○ハウジング形管継手による接合　○フランジ接合 ）
	○ 電源周波数	50Hz
	○ 冷媒(フロン系)回収	冷凍機等の撤去に伴う冷媒回収方法は、改修標準仕様書第３編２．４．３により適切に行うこと。ただし、家電リサイクル対象機器は除く。 冷媒回収の費用は（ ○ 本工事　○ 別途 ）とする。 家電リサイクル対象機器の冷媒回収方法はポンプダウン方式とする。 リサイクル料金は（ ○ 本工事　○ 別途 ）とする。
	○ 配管の試験	既設配管系統の試験　給　水 ○ 行わない ○ 行う　排　水 ○ 行わない ○ 行う 冷温水 ○ 行わない ○ 行う　冷却水 ○ 行わない ○ 行う 試験方法　給　水 ○　○　排　水 ○　○ 冷温水 ○　○　冷却水 ○　○
	○ 総合試運転調整	○ 各機器の個別運転調整後に下記の総合調整を行い、測定報告書を提出する。 ○ 風量調整　○ 水量調整　○ 室内外空気の温湿度の測定 ○ 室内気流及びじんあいの測定　○ 騒音測定　○ 飲料水の水質の測定 ○ 雑用水の水質の測定　○　○
	○ 非破壊検査	(1) 放射線透過検査等による埋設物の調査　○ 行わない　○ 行う (2) 範囲は監督職員の指示による。なお、検査費は別途とする。
	○ 既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる附属装置等を用いて施工する。
	○ 既設インサート他	既設インサート及びアンカーボルト （ ○ 使用しない　○ 使用する ）
	○ あと施工アンカー	○ 接着系アンカー(接着剤は有機系とする)　○ 金属拡張性アンカー(※本体打込式) ただし、配管・ダクト・機器等の天井吊り下げ用アンカーには、接着系アンカーは使用しない。 (1) 性能確認試験　○ 行わない　○ 行う (2) 施工後確認試験　○ 行わない　○ 行う
	○ 電動機	換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は製造者規格による標準品としてもよい。
	○ 容量等の表示	(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は原則として表示された数値以下とする。
	○ 弁等のサイズ	特記されていない弁等のサイズは機器附属品を除き接続配管のサイズと同じとする。
	○ 支持及び固定	標準仕様書記載以外の天井吊形、カセット形、天井隠ぺい形の機器の支持は吊り用ボルトで行い、振れ止めを施したものとする。
	○ 支持金物・固定金具	(1) ポンプ、屋外機器及び屋外の配管・ダクトに使用する支持金物はステンレス製(SUS304)とし、屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ(樹脂製)を取り付ける。 (2) 振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。 (3) 冷水及び冷温水管の吊バンド等の支持部は、合成樹脂製の支持受けを使用する。 (4) 冷媒管の吊り用支持受け材として保護プレートを、断熱材被膜銅管と吊金具との間に設け、自重による断熱材の食い込みを防止する。
	○ 建物導入部配管の変位吸収	図示の箇所に施工する。施工方法は「標準図」建築物導入部の変位吸収配管要領（一）、（二）による。 （ ○ (a)　○ (b)　○ (c) ）
	○ 塗装	○ 保温を行わない居室・便所・湯沸室及び屋外の露出配管(鋼管)、ダクトには塗装を行う。 ○ 図示による。
	○ 地中埋設標等	(1) 地中埋設標(図示の位置)　○ 要　○ 不要 (2) 埋設表示テープ(排水管を除く)　○ 要　○ 不要
	○ 溶接部の非破壊検査	対象配管系統　○ 冷温水　○ 冷却水　○ 消火(水用)　○ 油　○ ガス
	○ 電線類	電線及びEMケーブルは標準仕様書第４編１．５．１表４．１．11による。
	○ 絶縁継手取付け箇所	図示による。
	○ 案内板等	機器等の取扱い方法及び系統を書いた図面呼称Ａ１の図面（　枚）をプラスチックケースに入れ、監督職員の指示する場所に設置する。屋外に設置する危険物表示版等の材質はアルミニウム製とする。
施工要領	○ アスベスト含有製品処理等	○ 本工事 ダクトフランジパッキン及び配管エルボ部保温材の処理方法は、以下による。 撤去する長方形ダクトのフランジ部、配管のエルボ・チーズ部に含まれる石綿を処分するためフランジ・エルボ・チーズの前後を切断し、他のダクト・配管とは別に廃棄を行う。 ※ 配管、ダクト以外の解体方法は、関連する官公署、石綿作業主任者などに確認し法令に従い適切に処理を行うこと。 アスベスト含有部材を撤去・取外しを実施する場合の施工要領（参考）

ダクトフランジ部撤去詳細図

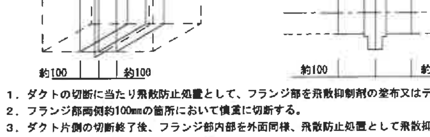

1．ダクトの切断に当たり飛散防止処置として、フランジ部を飛散抑制剤の塗布又はテープ貼を行う。
2．フランジ部両側約100mmの箇所において慎重に切断する。
3．ダクト片側の切断終了後、フランジ部内部を外面同様、飛散防止処置として飛散抑制剤の塗布又はテープ貼を行い、もう片側の切断を行う。
4．切断したフランジ付ダクトは、ビニル袋等に詰め、構外搬出適切処理とする。

たわみ継手部撤去詳細図

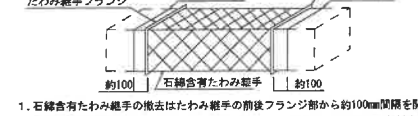

1．石綿含有たわみ継手の撤去はたわみ継手の前後フランジ部から約100mm間隔を開けてダクトを切断する方法とする。なお、フランジ部の撤去については前述するフランジ部撤去と同じ方法とする。ただし、石綿含有たわみ継手の切断及びフランジの分解を行わないように注意する。

配管エルボ・チーズ部撤去詳細図

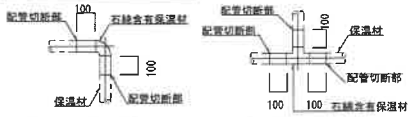

1．配管の切断に当たり飛散防止処置として、保温材部を飛散抑制剤の塗布又はテープ貼を行う。
2．保温材部両側約100mmの箇所において慎重に切断する。
3．切断した保温付配管は、ビニール袋等に詰め、構外搬出適切処理とする。

石綿含有設備資材撤去リスト

種類	寸法	箇所	備考（ダクト板厚）
ダクトフランジ部	200×150	4	(0.5)
	250×100	4	(0.5)
	300×150	4	(0.5)
	400×150	2	(0.5)
	500×150	10	(0.6)
配管フランジ部	80Ａ	2	
	100Ａ	2	
	150Ａ	2	
たわみ継手	200×150	2	(0.5)
	250×100	2	(0.5)
	300×150	2	(0.5)

※ ダクト及び配管フランジ部、配管エルボ部の撤去に先立ち、フランジ部は１箇所につき２箇所、エルボ部は１箇所につき３箇所、たわみ継手は１箇所につき２箇所切断する。

令和07年度	件名	酒田海上保安部原状回復工事(改修)機械設備工事				
日付	R08.03	図名	機械設備改修工事特記仕様書(1)	縮尺 N/S	図面番号	M-01

空気調和設備

○ 設計温湿度

		外気条件		屋内(調整目標)			
				一般系統		系統	
		温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏季	9時	℃	%	28 ℃	45 %	℃	%
	12時	℃	%				
	14時	℃	%				
	16時	℃	%				
冬季		℃	%	19 ℃	40 %	℃	%

項目	内容
○ ばい煙濃度計	取付け箇所は図示による。
○ 鋼板製煙道	鋼板は煙道径300mm以下は3.2mm、300mmを超えるものは4.5mmとする。 煙道を設置する場合、ばいじん測定口(口径100Φ、タッピング)を設けること。 (煙道経400mmを超えるものには、掃除口に蝶番を取付けること。)
○ ダクト	○ 低圧ダクト (○ 長方形ダクト ○ スパイラルダクト) (○ コーナーボルト工法 ○ アングルフランジ工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分)) ○ 高圧1ダクト(適用範囲は図面による)
○ 風量測定口	取付箇所は図示による。取付面は監督職員の指示による。
○ ダンパー	(1) 防煙ダンパー 復帰方式 遠隔式(定格入力はDC24V、0.7A以下とする。) (2) ピストンダンパー 復帰方式 遠隔式
○ 配管材料	(1) 冷温水管 既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白) 改設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白) (2) 冷却水管 既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白) 改設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白) (3) 蒸気管(給気管) 既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(黒) 改設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(黒) (還管) 既設 ○ 圧力配管用炭素鋼鋼管(黒)(Sch40) 改設 ○ 圧力配管用炭素鋼鋼管(黒)(Sch40) (4) 油管、油用通気管 (一般) 既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白) 改設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白) (土中) 既設 ○ ポリエチレン被覆鋼管 改設 ○ ポリエチレン被覆鋼管 (5) 膨張管、空気抜き管、膨張タンクよりボイラー等への補給水管 既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白) 改設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白) (6) 空調用補給水管 既設 ○ ステンレス鋼管(SUS304) 改設 ○ ステンレス鋼管(SUS304) (7) 空調用排水管 既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白) 改設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白) ○ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ○ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) (8) 冷媒管 既設 ○ 断熱材被覆銅管(難燃性) 改設 ○ 断熱材被覆銅管(難燃性)
○ 弁類	○ 5k 呼び径65A以上の弁は、バタフライ弁とする。 ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。
○ 鋼管用伸縮管継手	○ ベローズ形 ○ スリーブ形
○ 温度計	円形指示計とする。
○ 瞬間流量計	止水コック付とする。 (○ 着脱形 ○ 固定形) 着脱形の流量指示部 (○ 40A用 □ 個 ○ 100A用□ 個 ○ 250A用□ 個) を附属する。
○ チャンバー	(1) 内貼を施すチャンバー類の表示寸法は、外形寸法を示す。 (2) 空気調和機に取付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系統で消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお、大きさは図示による。 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバーは雨水の滞留のないように施工する。
○ 保温	(1) 蒸気還り管の保温不要(屋内露出は除く) (2) 建物内のエア抜き管の保温は、標準仕様書第2編3. 1. 4表2. 3. 2の温水管の項による。 (エア抜き弁以降の配管は除く。) (3) 屋外露出管(弁、フランジを含む)の保温は、標準仕様書第2編3. 1. 4表2. 3. 3 E2・(ハ)とし厚さは呼び径25mm以下は50mm、呼び径32mm以上は40mmとする。 (4) 還気ダクトの保温 ○ 要(保温の厚さ25mm、範囲は図示による) ○ 不要 (5) 外気取り入れダクト及びチャンバーボックスの保温 ○ 要 ○ 不要 (6) 排気ダクトは外壁開放部より1m程度を保温する。(チャンバーボックスを含む) (7) 冷媒管の保温外装 居室露出部 ○ 保温化粧ケース(樹脂製) ○ 保温化粧ケース(SUS) 屋外 ○ 保温化粧ケース(○ 樹脂製 ○ 亜鉛めっき鋼板製 ○ SUS製) ○
○ 塗装	下記の部位に使用するダクトには塗装を行う。 ○ 制気口ボックス内面(居室・便所の見えかかり部) ○ 図示による。

換気設備

項目	内容
○ 準拠事項	[○ 空気調和設備の該当事項に準ずる。] ○ ダクト ○ 風量測定口 ○ ダンパー ○ チャンバー ○ 塗装
○ 開放形湯沸器用排気フード	○ 既設 ○ 改設 (○ 別途 ○ 本工事)
○ 厨房用排気ダクト	アングルフランジ工法とする。 既設 ○ 亜鉛鉄板 ○ ステンレス鋼板(SUS304) 改設 ○ 亜鉛鉄板 ○ ステンレス鋼板(SUS304) (板厚は衛生器具表空調1の厨房排気ダクトの板厚表による)
○ 厨房用排気フード	既設 材質(天幕とも) ○ ステンレス鋼板(SUS304) ○ フード周囲の天幕(フード面から天井面まで) ○ 有り ○ 無し 改設 材質(天幕とも) ○ ステンレス鋼板(SUS304) ○ フード周囲の天幕(フード面から天井面まで) ○ 取付ける ○ 取付けない フードコック ○ 取付ける ○ 取付けない
○ 多湿箇所の排気ダクト	(1) 厨房系統、浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統のダクトのシールは「標準図」シールの施工例(一)、(二)のNシール+Aシール+Bシールとする。 (2) 水抜き管 ○ 要 ○ 不要
○ 保温	空気調和設備の該当事項によるほか、全熱交換器の給気ダクトの保温を行う。

排煙設備

項目	内容
○ ダクト	既設 ○ 亜鉛鉄板 ○ 普通鋼板(厚1.6mm) 改設 ○ 亜鉛鉄板 ○ 普通鋼板(厚1.6mm)
○ 排煙口の形式	既設 ○ スリット形 (○ 天井取付 ○ 壁取付) 改設 ○ スリット形 (○ 天井取付 ○ 壁取付) ○ パネル形 (○ 天井取付 ○ 壁取付) ○ パネル形 (○ 天井取付 ○ 壁取付) ○ ダンパー形 (○ 天井内取付 ○) ○ ダンパー形 (○ 天井内取付 ○)
○ 排煙口の開放装置	既設 ○ 電気式 (遠隔操作機能 ○ 有り ○ 無し) 改設 ○ 電気式 (遠隔操作機能 ○ 要 ○ 不要) 排煙口から手動開放装置への配線は、標準仕様書第4編1.5.1表4.1.11による耐熱・耐火ケーブルとする。
○ 排煙風量測定方法	建築設備定期検査業務基準書2016年版((一財)日本建築設備・昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。

自動制御設備

項目	内容
○ 中央監視制御装置	○ 有り (○ 新設 ○ 既設) ○ 無し
○ 中央監視制御装置の構成・機能	(1) 中央監視制御装置の構成・機能は別紙による。 (2) 中央監視制御装置のソフト追加、変更及び機能変更 ○ 有り ○ 無し
○ 計装用配線	電線及びEMケーブルは標準仕様書第4編1. 5. 1表4. 1. 11による。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。 天井内隠ぺいのケーブルは、図面に特記がなければころがし配線とする。

衛生器具設備

項目	内容
○ 大便器洗浄方式	既設 ○ 洗浄タンク方式 ○ 洗浄弁方式(不凍結節水弁付) 改設 ○ 洗浄タンク方式 ○ 洗浄弁方式(不凍結節水弁付)
○ 小便器自動洗浄	既設 個別感知方式とする。 (○ 小便器一体型 ○ 小便器分離型) 改設 個別感知方式とする。 (○ 小便器一体型 ○ 小便器分離型)
○ 器具付属水栓	固定こま式(節水こま式)とする。
○ 衛生器具ユニット	別図による。

給水設備

項目	内容
○ 量水器	既設 親メーター ○ 現地表示式(直読式) ○ 遠隔表示式(○電文式 ○パルス式) (● 貸与品 ○ 買取り) 子メーター ○ 現地表示式(直読式) ○ 遠隔表示式(○電文式 ○パルス式) (○ 貸与品 ● 買取り) 改設 親メーター ○ 現地表示式(直読式) ○ 遠隔表示式(○電文式 ○パルス式) (● 貸与品 ○ 買取り) 子メーター ○ 現地表示式(直読式) ○ 遠隔表示式(○電文式 ○パルス式) (○ 貸与品 ● 買取り)
○ 量水器桝	既設 親メーター用 ○ 水道事業者指定品 ○ 「標準図」量水器桝 子メーター用 ○ 水道事業者指定品 ○ 「標準図」量水器桝 改設 親メーター用 ○ 水道事業者指定品 ○ 「標準図」量水器桝 子メーター用 ○ 水道事業者指定品 ○ 「標準図」量水器桝
○ 配管材料	(1) 一般配管 既設 ○ 塩ビライニング鋼管 (○ VA ○ VB) 改設 ○ 塩ビライニング鋼管 (○ VA ○ VB) ○ ステンレス鋼管(SUS304) (2) 土間配管 既設 ○ 塩ビライニング鋼管 (○ VD) 改設 ○ 塩ビライニング鋼管 (○ VD) ○ ステンレス鋼管(SUS304) (3) 屋外地中用 既設 ○ 塩ビライニング鋼管(VD) ○ ビニル管 (○ VP ○ HIVP) ○ ポリエチレン管 改設 ○ ポリエチレン二層管 ○ 水道配水用ポリエチレン管
○ 弁類	(1) 水道直結部分 ○ 10K (2) その他の部分 ○ 5K ○ 10K 呼び径65A以上の弁はバタフライ弁とし、ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。
○ 不凍水栓柱	化粧ケーシング (○ アルミニウム合金製 ○ 合成樹脂製)
○ 給水栓	(1) 屋内(○ 一般水栓 ○ 耐寒水栓) 屋外 (○ 一般水栓 ○ 耐寒水栓) (2) 湯沸室、台所、厨房用水栓は泡沫式とする。 (3) 耐寒水栓はJWWAの認証品とする。
○ 埋設深さ	(1) 一般敷地内 (□□□ m以上) (2) 敷地内車両道路(□□□ m以上)
○ 保温	屋外露出管(弁、フランジを含む)の保温は、標準仕様書第2編(表2. 3. 5 e2・(ハ))とし厚さは呼び径25mm以下は50mm、呼び径32mm以上は40mmとする。
○ ステンレス管の接合方法	(1) 呼び径60SU以下 SAS322(一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準)を満足した継手による接合 (2) 呼び径75SU以上 ○ 溶接接合 ○ ハウジング形継手による接合 ○ フランジ接合
○ 引込納付金等	○ 要 (○ 本工事 ○ 別途) ○ 不要

排水設備

項目	内容
○ 配管材料	(1) 屋内汚水管 既設 ○ メカニカル形排水用鋳鉄管・鉛管 ○ 排水用硬質塩ビライニング鋼管・鉛管 改設 ○ 排水用硬質塩ビライニング鋼管 ※ビニル管(RF-VPは、衛生器具との接続に限る。) (2) 屋内雑排水管 既設 ○ 配水管用炭素鋼鋼管(白)・鉛管 ○ 排水用硬質塩ビライニング鋼管・鉛管 改設 ○ 排水用硬質塩ビライニング鋼管 ○ 配水管用炭素鋼鋼管(白) (3) 通気管 既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白) ○ 改設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白) ○ (4) 屋外汚水、雑排水管 既設 ○ コンクリート管 ○ ビニル管(VP) 改設 ○ ビニル管(RS-VU)[車道部以外] ○ ビニル管(VP)[車道部] ○ ビニル管(VP) (5) ポンプアップ管(汚水) 既設 ○ 排水用硬質塩ビライニング鋼管(圧送MD) ○ 改設 ○ 排水用硬質塩ビライニング鋼管(圧送MD) ○ (6) ポンプアップ管(雑排水・湧水) 既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)(圧送MD) ○ 改設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白)(圧送MD) ○
○ 満水試験継手	図示の位置に取付ける。
○ 台所流し等の排水管	台所流し等の床上露出部分の配管は、ビニル管(RF-VP)でもよい。
○ 放流納付金等	○ 要 (○ 本工事 ○ 別途) ○ 不要

給湯設備

項目	内容
○ 配管材料	膨張管及び補給水タンクよりボイラー等への補給水管を含む。 既設 ○ 耐熱性塩ビライニング鋼管 ○ ステンレス鋼管(SUS304) ○ 銅管 ○ ○ 改設 ○ 耐熱性塩ビライニング鋼管 ○ ステンレス鋼管(SUS304) ○ ○ ○
○ 弁類	給水設備の当該事項による。
○ 保温	湯沸器の給排気筒(二重管)の隠ぺい部保温を行う。 (保温の種別は標準仕様書第2編3. 1. 5表2. 3. 5のh・(イ)・IXとする)

消火設備

項目	内容
○ 配管材料	(1) 一般 既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白) ○ 圧力用配管用炭素鋼鋼管(Sch40) 改設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白) ○ 圧力用配管用炭素鋼鋼管(Sch40) (2) 地中埋設部 既設 ○ 外面被膜鋼管(SGP-VS) ○ 外面被膜鋼管(STPG-370VS) 改設 ○ 外面被膜鋼管(SGP-VS) ○ 外面被膜鋼管(STPG-370VS)
○ 屋内消火栓種別	既設 ○ 1号消火栓 ○ 易操作性1号消火栓 ○ 2号消火栓 改設 ○ 1号消火栓 ○ 易操作性1号消火栓 ○ 2号消火栓 ○ 広範囲型2号消火栓
○ 屋内用消火栓開閉弁	○ 10K
○ 地中埋設配管の接合	外面被覆鋼管の呼び径100A以下はねじ接合とする。
○ 保温	(1) 充水タンクの保温 既設 ○ 有り ○ 無し 改設 ○ 要 ○ 不要 なお、充水タンクの保温は、標準仕様書第2編3. 1. 5表2. 3. 5 鋼板製タンクの項による。 (2) 消火配管の保温 既設 ○ 有り ○ 無し 改設 ○ 要 ○ 不要 なお、消火配管の保温は、標準仕様書第2編3. 1. 5表2. 3. 5 給水管の項による。 (3) 屋外露出管については給水管に準ずる。

ガス設備

項目	内容
○ 配管材料	(1) 一般 既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白) ○ ガス事業者の規定による 改設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白) ○ ガス事業者の規定による (2) 地中埋設部 既設 ○ 配管用炭素鋼鋼管(白) ○ ガス事業者の規定による 改設 ○ ガス用ポリエチレン管 ○ ガス事業者の規定による
○ 親メーター	○ 実測式 ○ パルス式 ○ 貸与品
○ 子メーター	○ 実測式 ○ パルス式 ○ 買取り
○ ガスボンベ	貸与品 (○ 50kg □□ 本) (1) 集合装置 ○ 「標準図」液化石油ガス容器廻り配管要領による 本立て (2) 転倒防止等 ○ 「標準図」液化石油ガス容器転倒防止施工要領(○ (a) ○ (b)) ○ 容器固定具をGL+300に追加設置する。
○ ガス漏れ警報器	○ 本工事(図示の場所に取付ける) (○ 分離形 ○ 一体形) ○ 別工事 外部出力端子 (○ 有り ○ 無し)
○ 埋設深さ	(1) 一般敷地内 (□□□ m以上) (2) 敷地内車両道路 (□□□ m以上)

厨房機器設備

項目	内容
○ 熱調理器の熱源	既設 ○ ガス ○ 電気 改設 ○ ガス ○ 電気
○ 厨房機器類	(1) 仕様・性能等は図示による。機器の寸法は概略寸法とする。 (2) 厨房機器据付け要領は、「標準図」厨房機器据付け要領による。

雨水利用設備

項目	内容
○ システム構成その他	別図による。
○ 配管材料	(1) 一般配管 既設 ○ 改設 ○ (2) 集水管 既設 ○ 改設 ○
○ 量水器	○ 直読式 ○ パルス式
○ 弁類	○ 図面に特記なき場合は、JIS又はJV5Kとする。

浄化槽設備

項目	内容
○ 処理能力	対象人員 □□ 人 BOD濃度 □□ mg/L BOD除去率 □□ %以上
○ 流入負荷	汚水量 □□ m3/日 BOD濃度 □□ mg/L
○ 処理方式	○ 小規模合併処理 (告示区分第1の処理方式及びその他同等の能力を有するもの又は建築基準法施工令第35条1項の大臣認定) ○ 合併処理(告示区分第2、第3、第6の処理方式)
○ 主要構造	○ ユニット形(FRP製) ○ 現場施工形 設置スペース 約 □□ L × □□ W
○ 総電気容量	□□ 相 × □□ V × □□ kW
○ ばっ気槽用送風機	(1) 屋外に設置する送風機はカバー付とし、コンクリート基礎上に設置する。 (2) 送風機にはケーブル(ビニルキャブタイヤケーブル)を約 □□ m 附属する。 (3) 送風機を2基設置する場合タイマーによる自動交互運転とする。
○ 流入側	(1) 流入管底 設計GL− □□ m (2) 浄化槽本体への流入方式(必要な場合はポンプアップ方式とする)
○ 放流側	(1) 浄化槽本体よりの自然放流可能管底 設計GL− □□ m (2) 浄化槽本体よりの放流方式(必要な場合はポンプアップ方式とする)
○ 排気管及び排気かさ	構造上不要な場合は設けない。
○ ポンプ	流入用並びに放流用ポンプは各々2台設置し、自動交互異常時同時運転とする。
○ 制御盤	○ 製造者標準品 ○ 標準仕様書による (○ 漏電、過負荷、満水警報等の一括故障表示用無電圧接点及び端子を設ける。)
○ マンホール	○ 製造者標準品安全荷重 (○ 5 ○ 15 ○ 50 kN以上とする。) ○ 標準図(マンホールふた) (○ MHB ○ MHA ○ MHD)
○ 装置耐荷重	耐荷重はマンホール安全荷重による。
○ 土工事	(1) 基礎杭 ○ 要 (○ 本工事 ○ 別途) ○ 不要 (2) 基礎コンクリート ○ 要 (○ 本工事 ○ 別途) ○ 不要 (3) 根切り ○ 本工事 ○ 別途 (4) 埋戻し ○ 本工事 ○ 別途 (5) 躯体(現地施工形の場合) ○ 本工事 ○ 別途 (6) 山留め ○ 要 (○ 本工事 ○ 別途) ○ 不要 (7) 水替え(自然水位GL−m) ○ 要 (○ 本工事 ○ 別途) ○ 不要 (8) 残土処分 ○ 構外搬出 ○ 敷き均し
○ 消毒剤	30日分を納入する。
○ 水質表示等の提出	一定期間定常状態で使用後、放流水質等を記入した測定表を提出する。
○ フローシート	合成樹脂製パネル(厚さ5mm以上、文字は彫り込み)を取付ける。
○ 消泡装置	ノズル式又は消泡剤式とする。

その他

項目	内容
○ 契約後VE	本工事は契約後VE方式対象工事とする。 VE工事内容は監督員と協議を行った上、提案を行う事とする。
○ 部分使用	工事期間中、当該工事に係わる目的物を部分使用する。その範囲・時期は監督職員との協議により、使用前に段階確認を受ける。
○ 電子納品	本工事は電子納品対象とし、対象書類は工事完成図(及び工事写真)とする。
○ 遠隔臨場	本工事は遠隔臨場の対象工事とする。
○ 情報共有システム	本工事は情報共有システム利用の対象工事とする。

工事内容

令和07年度	件名	酒田海上保安部原状回復工事(改修)機械設備工事				
日付 R08.03	図名	機械設備改修工事特記仕様書(2)	縮尺	N/S	図面番号	M-02

Ver.R0706

撤去共通事項
＊機器付属品(架台・リモコン)等は、本工事に含む
＊内外渡り線は、撤去材に含む
＊壁貫通処理は、化粧キャップ(SUS製)とし、芯材に塩ビ管VUスリーブ、脱落防止としてシーリング材を使用

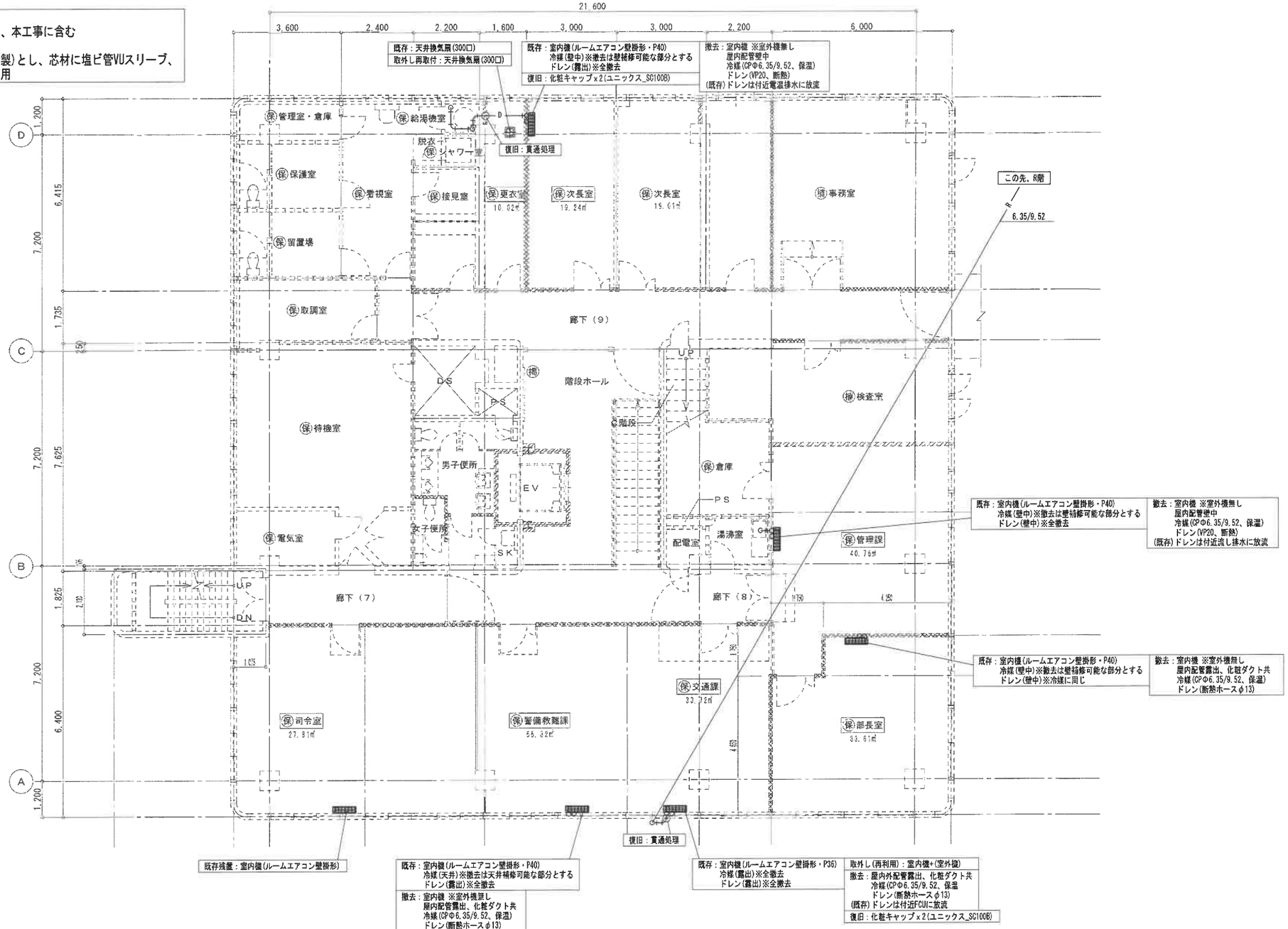

記号

- 鉄筋コンクリート
- コンクリートブロック壁
- 軽量鉄骨下地間仕切壁（一般）
- 軽量鉄骨下地間仕切壁（遮音）
- 木造壁
- ルーフドレイン
- 視覚障害者用　誘導用床材Aタイプ
- 視覚障害者用　注意喚起用床材Bタイプ
- アミド付窓
- ——(実線表示)　新設部分を示す
- - - -(点線表示)　既存部分を示す
- (保)室名　原状回復工事対象室を示す

(税) 酒田税関支署
(植) 横浜植物防疫所酒田出張所
(海) 東北海運局酒田支局
(入) 仙台入国管理事務所酒田港出張所
(検) 新潟検疫所酒田出張所
(保) 酒田海上保安部

(共) 共用部分

設計番号	図面番号	工事名	図名	縮尺	年月日	担当者
R0802	M-03	酒田海上保安部原状回復工事	空調設備　3階平面図	1：100	R8. 3	

山形県酒田市東大町１丁目 48-27
１級建築士事務所
山形県知事登録（1202）第141号
ITO ARCHITECT CO.,LTD
株式会社 伊藤建築設計事務所
１級建築士 第205452号 伊 藤 雅 直
TEL 0234 (24) 1567 ㈹ FAX 0234 (24) 1569

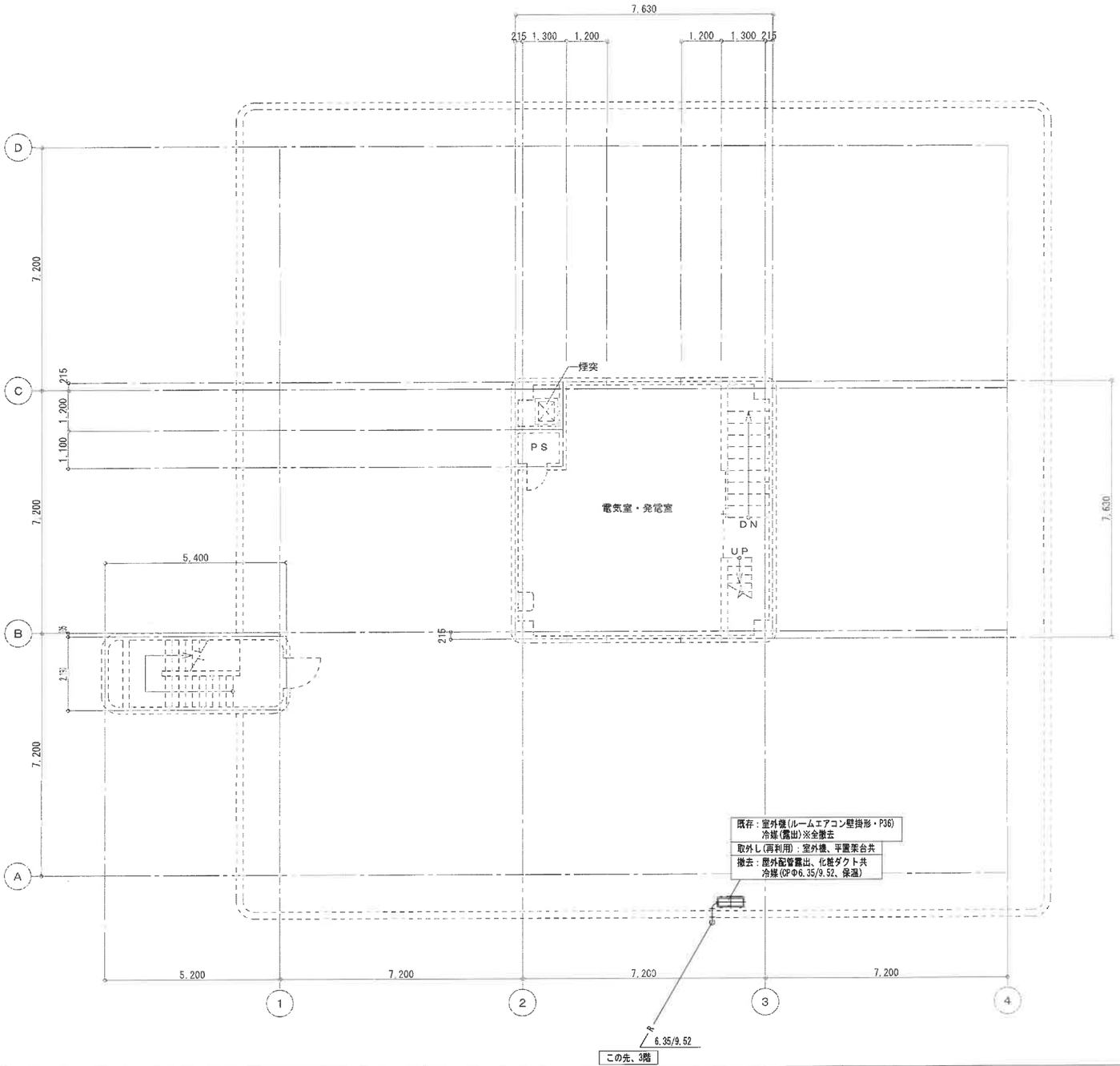

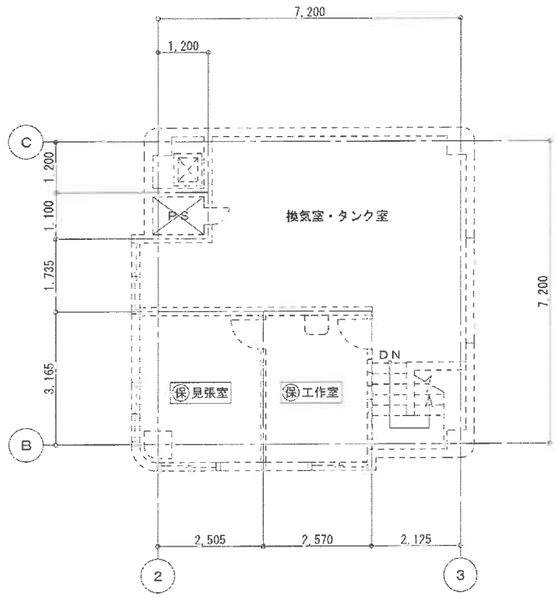

PH2階平面図　S：1／100

記号

	鉄筋コンクリート
	コンクリートブロック壁
	軽量鉄骨下地間仕切壁（一般）
	軽量鉄骨下地間仕切壁（遮音）
	木造壁
	ルーフドレイン
	視覚障害者用　誘導用床材Aタイプ
	視覚障害者用　注意喚起用床材Bタイプ
	アミド付窓
——(実線表示)	新設部分を示す
- - - -(点線表示)	既存部分を示す
保 室名	原状回復工事対象室を示す

(税) 酒田税関支署
(植) 横浜植物防疫所酒田出張所
(海) 東北海運局酒田支局
(入) 仙台入国管理事務所酒田港出張所
(検) 新潟検疫所酒田出張所
(保) 酒田海上保安部

(共) 共用部分

設計番号	図面番号	工事名	図名	縮尺	年月日	担当者
R0802	M-04	酒田海上保安部原状回復工事	空調設備　PH1・2階平面図	1：100	R8. 3	

山形県酒田市東大町１丁目 48−27
１級建築士事務所
山形県知事登録（1202）第141号

ITO ARCHITECT CO.LTD
株式会社 伊藤建築設計事務所
1級建築士　第205452号 伊藤雅直
TEL 0234 (24) 1567 代 FAX 0234 (24) 1569